

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 9. September, 1908.

VOL. XXI.

監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

明治四十一年

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

（監獄協會雜誌第拾壹卷第九號）（明治四十一年八月二十日發行每月一回二十日發行）

五月一回二十日發行

九月二十日發行

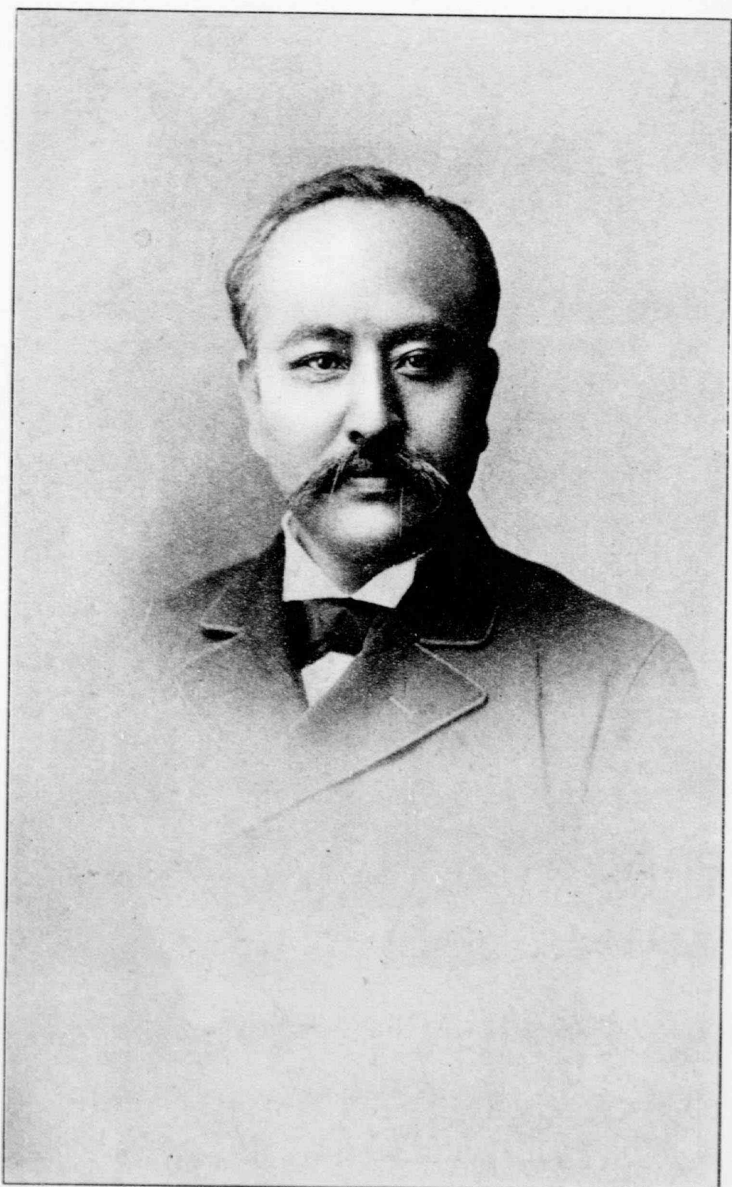
第貳拾壹卷

第九號

監獄協會發行

第貳拾壹卷第九號目次

- 論 說……………(一頁)
- 新法と出獄人保護事業……………ハイトル、ユリス 大場 茂馬
- 個人識別法と刑事訴訟の改善……………ワトリウス、ユリス
- 講 演……………(一五頁)
- 最近保護教育の發達 本會總會に於て……………乙竹 岩造
- 寄 書……………(二六頁)
- 監獄衛生之感……………金澤 實 樂 生
- 監獄官制其他分課組織等に就て……………鶴 籠 生
- 統 計……………(三八頁)
- 明治四十一年七月末日現在在監人員監獄別表……………
- 明治四十一年七月末日現在囚人別名表……………
- 明治四十一年七月末日現在囚人年齡表……………
- 救護事業……………(四四頁)
- 獎勵を受けたる保護事業の成績一斑……………
- 大分縣保護會の事業擴張……………
- 救世軍の大學殖民館開館式……………(四六頁)
- 佛國地方監獄教誨及教育事業……………耕道 生寄
- 改正身分明簿の記載に就て……………豊野事務官談
- 感化救濟事業講習會の開會……………
- 感化事業參考品の陳列……………
- 出獄人保護事業講習會……………
- 女教誨師講習會開所式……………
- 指紋分類に關する講習會……………
- 臺灣の典獄會議……………
- 臺灣監獄會及同施行規則の發表……………
- 警察留置場労働場に代用し得るか……………
- 舊法受刑者の刑期計算に就て……………
- 身分帳簿表紙の紙質に就て……………
- 質 疑……………(六四頁)
- 刑法及刑法施行法に關する問答……………
- 監獄協會記事……………(七三頁)
- 茶話會……………
- 法 令……………(七六頁)
- 勅令、訓令等附件……………
- 叙任辭令……………(七九頁)



下閣職長部岡爵子臣大法司

監獄協會雜誌第貳拾壹卷第九號

論 說

新法と出獄人保護事業

新に發布せられたる刑法及監獄法は犯罪個人に適應せる刑の量定執行の方法に就て著しく其範圍を擴大し裁判官司獄官をして自由に裁量せしむるの饒なるのみならず舊法の監視なるものを廢し犯人出獄後の行動に就ては何等羈束の規定を存することなし之れか爲めに出獄人保護事業施設の上に大なる影響を蒙らしめたるを觀る其結果として出獄人保護は重大なる責務を免るゝを得ざるに至れり蓋し改正刑法は初犯者に對する刑の量定範圍を擴大したるは勿論法律を蔑視し刑罰の威嚴を毀損するの甚しき累犯者に對しては長期間監獄に拘禁するの制裁を課する旨義を示せり即ち犯罪者は社會と隔離し犯罪の機會と遠かる期間長きを以て監獄に在る犯罪者は其期間に於て日を経るに隨ひ益監獄の生活に馴致し監獄を以て第二の吾家と感ずると同時に愈社會生活に隔絶するに至るへし換言すれば監獄に於て陶冶せらるゝこと久しくして反つて社會生活に復歸するの難きを覺ゆるものあらんを憂ふ若し果して斯る現象の生ずる曉に際せば出獄人保護事業經營者は事業遂行の上に舊時に倍加する困難を感ずべきを豫期せざるべからず行刑の局に當る者亦須らく此點に顧み遇囚の方法を講し社會生活の狀態に背馳するが如き累を避くるに努むへしと雖も長期間の監禁は勢ひ社會生活に隔絶する結果として個人精神上に變調を來すの傾向あり少くも有爲轉變の社會事情に通ずるの機會に乏しく隨つて出獄後に於て左

せんか右せんか一身の經營に迷ふ者を生ずるに至るや必せり茲に於てか出獄人保護の上に幾多の障礙に遭遇し出獄人をして社會生活を遂げしむるまでには多くの勞力と少からざる金銭を費し之に伴はざる細功を收むるに過ぎざることを驟々ならん元來出獄人保護事業なるものは局外者の想像し得ざる難事業なるに更に一段の困難を加ふるものあるを以て事業經營者は非凡の忍耐勇氣を以て敢行猛進せざるべからず、殊に監視制度の廢止は出獄者の爲に自由拘束の羂繩を解きたるの利あると共に再犯の虞ある者を取締る爲めには利便を失ふこと少からず從來監獄當局者動もすれば監視刑執行方法の害用せらるゝ場合のみを觀て直に監視の有害無益を絶叫したることあるも監視刑の執行に依りて犯罪に遠からしめたるの利ありたるは疑なき事實なり而かも一朝監視制度の廢止せらるゝや出獄者を監視すべき機會は減少せざるを得ず假令一般犯罪豫防の必要上警察取締の名を藉りて監視を勵行すべしと唱ふるも事實に於ては必ずや出獄者の動靜を監視すべき機會の減少するを免れざるべしこの監視の機會減少することは即ち出獄者をして犯罪の境に接觸すべき隙を與ふるものにして保護事業施行の上に等閑に付すべからざる障礙たるなり既往の經驗に據れば監獄より釋放せらるゝと同時に保護者の手に引取らるゝ者には監視刑の附加せらるゝは種々の點に於て便宜ならず常に保護者の指揮する所なりしも尙且つ保護者の左右し得ざる不逞の出獄者に對しては往々監視を利用し警察の威力を仰ぎたる實例あり況んや監獄より釋放後直に保護者の許に入らず單獨に日を曠ふしたる者に對しては稀には監視の害ありし事實あると共に再犯防遏に與つて力ありしを疑はず即ち監視刑なれば個人をして生業の途を得せしむるには或は易しとする場合あるも節制ある生活を遂げしむるに難きを覺ふるものあらん而かも監視刑の廢止せらるゝや何等の條件なく釋放せらるゝ普通刑餘の犯罪者は引取人を索め若くは豫め住居を定むるの煩なきのみならず出獄後の監視なく自由社會に奔逸し得るを以て別天地より別天地に遷轉する利那獄裡に在りて萎縮せし意馬心猿は倏忽として奔逸し放縱の念を飽かしめんとし又現に意の鬱ふ

まゝに振舞ふ者あらん監視制度なければ違反あることなく無論制裁の賦課なきを以て或動機に觸るゝときは則ち犯罪を爲すことあり得ること昔日の數に超過し新法の所謂犯罪なきも舊法の監視違反罪に類する行爲は倍加する理なればなり斯る徒輩を驅つて保護者の手に委せらるゝに至らば保護者として運営する難易は新舊相比し難しと信ず出獄人保護事業に従事する者は其間に立ちて能く被保護者を統御し犯罪を醸生することなからしめざるべからず其能力其手腕を要すること舊時に倍加するあらんと信するなり、これ保護事業の蒙るべき一大影響にして重大なる責を負担したるものと謂ふべし

監視なる附加刑を廢止せられたるが爲め保護事業は過重の責任を荷ひたるに尙加ふるに假出獄者に就ての監督を委託せらるゝ一事の規定を設けられたることは過去に於ける保護の成績の好良なるに鑑み保護者を信頼するの餘に出でたるものにして保護者の光榮にして事業の面目を保ち得たること勿論なれども之れが爲めに一段の重責を附加せられたるものと謂ふべし監獄法第六十七條は假出獄者の監督は警察官に於て爲すも場合に依り他に之れが監督を托することを得るとの意を示し假出獄取締細則第十五條又明に保護事業經營者に監督せしむることを得と規定し而して此場合に於ける保護者の義務を規定したり單に監督を托するは最も嘉すべき規定なるも保護者をして同條第二項の如き義務を負担せしめたることは出獄人保護事業の性質面目に對し是なりや非なりや大に疑なき能はざるも假出獄者取締の適實を期する上に餘儀なき規定として茲に敢て意見を挾すと雖も保護者の爲めには痛むべき拘束にして又頗る煩雜なる手数を強求したるの嫌なき能はざるなり、然れども既に法令として遵奉する限りは避くべからざる責務なるを以て假出獄者を監督し法令を恪守せしめ假出獄者の恩典を重んずるに至らしめ社會をして假出獄制度を信認せしむるに至らしめざるべからず保護者自ら其法令を遵奉し而して假出獄者を取締る處ありて始めて保護事業の面目を保持し得べく新法施行の精神に協ふべければなり

出獄人保護事業は閑人の閑事業にあらず刑事政策上に於ける一種の犯罪豫防事業にして神聖なる天職なるに拘らず社會上の地位は舊に依つて舊の如く毫も尊敬を購ふ能はざるのみならず冷然侮蔑を以て看過せられつゝあるに際し新法は該事業の存在を認め彼に頼つて其功果を擧げんとするに至りたるは時勢の要求に適合し保護事業は之に由つて較々其立脚地を安固ならしめたると共に之に由つて重大なる責任を負担せり而して今日以後の出獄人保護事業は之が爲めに社會の囑望する所となり事業の消長は社會の同情を得ると否との結果を観るべく又社會の同情を得ると得ざることは事業の消長に影響すること尠からざるなり社會の同情を得ると得ざるは一に保護者の技倆如何に存す保護の任に當る者輕々看過することなく新法の精神を貫徹するに全力を濺かざるべからざるなり (K生)

個人識別法と刑事訴訟の改善

フクトル、ユリス
ワトリウスケ

大 塚 茂 馬

個人識別法とは未だ我國に於て慣用せられざるの語なるを以て本問に入るに先ち其性質及效用を簡單に説明するの必要あり

凡そ或る一定の事項を断定せんと欲せば先づ其断定を受くべき事項を精確に認識せざるべからず若し此事項にして精確に認識せられざらんか之に對する断定は砂上に建築したる堂閣と同様に一見論理堂堂たるが如きも其根底確立せざるを以て支離滅裂に至るの已むを得ざることは言を俟たず余が茲に述べんとする個人識別法とは法律關係の断定に際し之に關與する一定の人を精確に認識せんとするものにして個人の異同を的確に識別するの學なり

凡そ法律關係は人と人との關係たることは言を俟たざる所なれば個人の異同を識別するの學は法律上の断定を爲すに當り特に必要なり去れば斯學は總ての法律關係に於て必要なるべきこと亦自ら明なり然るにも拘はらず斯學は我國に於て今日まで實際に行はれざるのみならず學者の斯學を題目として論議せるもの甚だ少きは斯學の發達最近に係るものなりとはいへ我國學者の體面上多少もの足らぬ心地す余は更に具體的の事例二三を左に示し然る後斯學の綱要を説かん

我公證人法に依れば凡そ人が公證人役場に於て公正證書を作成せんとするには本人自身が公證人と面識あるにあらずんば其本人たることを證明せざるべからず而して其本人たることの證明とは如何なるものなるや又如何なる方法に依て之を得るやと問はば例へば神田區に住する人、本人たる證明を得んと欲せば先きに神田區長に届出置きたる印鑑に符合する印章を押捺して神田區長に對し其證明を求むるを例とす若し印鑑の届出なき時は印鑑を届出でて前述の如くす神田區長は印鑑を對照し相違なしと認むる時は其願書に其相違なき旨の證明をなす公證人は右區長の證明書に依り本人たることが既に證明せられたるものと認め公正證書を作ることとなり居れり此の如くする時は何人も第三者の名を偽り印鑑を届出若くは其變更を届出で以て本人たるの證明を得べく又之と同様に本人たる證明書の所持人は即ち本人たる事を得るものなれば其證明が實際に違ふことあるべきことは何人も反對する能はざるべし此の如く不完全なる證明法を以て満足する能はざるは何人も認むる所なるべきも個人識別法の存在することを知らざる文化の度に於て不完全とは知りなから如上の證明を以て満足せしは蓋已むを得ざるに出でたる所なるべし

民事訴訟に於て訴訟當事者の代理人たる辯護士が公正證書を以て認證せられたる委任狀に因りて代理權あることが證明せられざる時は相手方の求めにより之を認證せざるべからず認證の手續は頗る困難なるが故に之に對し辯護士が普通採る所の手段は依頼人たる本人を辯論期日に出頭せしめ同人をして

認廷に於て自ら本人たること及び其辯護士に委任をなしたることを陳述し書記をして調書に筆記せしむるを例とす然るに相手方には尙ほ更に施すべき策あり即ち出頭せしもの本人たることを否認することは是なり是に於て否認を受けたる當事者は前述の手續に従ひ公正證書を以て委任を認證せざるを得ず右は一に個人識別法の不備に基くと云ふの他なし

刑事訴訟に於て前科數犯ある惡漢は自己の氏名を正當に申立てず官署又は係官の異なるに従ひ常に種種なる氏名を申立て前科を隱蔽するを常とす警察署檢事局裁判所等に於ては被告人をして斯る奸計を遂げしめざるが爲めに大に心を用る往往にして發見すること少からざれども前科數犯の惡漢が數度初犯者として處刑を受けたるものは現に取調を受くるものと同一なるや否やを識別する能はざるに基く

以上例示の如く個人識別法は諸般の法律關係に於て必要なること最も明白なり然れども斯學の研究は最近の事項に屬す其の初め一八七九年巴里の人類學者にして且つ人體學者たるアルフォン、ベルチオンが人身測定術を唱道し其後印度ベンガルに於て英人ウヰリヤム、ヘルシエエルロンドンに於てフランシム、ガルトン及アール、ヘンリーが指紋法を唱道したるに由來す而して此個人識別法が歐米諸邦に普く採用せられたるは近近數年前のことに係る去れば國によりては各種の法律關係に適用せらるるあり又國によりては前科者發見の術として獨り刑事訴訟手續のみに採用するものあり今や我國に於ても個人識別法を先づ刑事訴訟に適用し刑事制度の改善を計らんとす予は茲に指紋法中最も進歩したるものと認めらるる方法を略示すべし

指紋法の由來は甚だ古し支那、印度、エヂプト、トルコ及我國にも手掌若くは指頭を證書に押捺したる例は珍しからざれども何れも迷信若くは儀式として之を爲したるものたることはガルトン氏の説明するが如し指紋法を學術的に研究したるは獨逸ブレスラウの教授プール、ケンエ博士が一八二三年一觸

覺機能及皮膚組織の生理的検査」と題する書を以て研究したるに始まる其後ヘルシエエルが之をベンガル縣の Houghly の各州に實際に施行し印度人の異同を識別する方法と爲したり其後ガルトンが數十年の研究の末之を大成し之に次てヘンリー氏は之が分類に幾多の改良を加へ遂に指紋法を一九〇一年七月より英吉利國及ウヰルムスに於て施行することとなり其後獨逸に於ては學者の之を研究するもの甚だ少からず而して之を大成したるはハンブルグ警視總監 ロツシエル博士なりとす

人の指頭に存する乳頭線は人の生れてより死に至るまで變化することなきは既に幾多の試験を経て今日に於ては争ふべからざる事實となり居れり之と同時に乳頭線は人を異にするに従ひ相異なること人の面が人を異にするに従ひ異ると同一なり指紋法に基く個人識別法は此二者に基き建設せらるるものなり

乳頭線の終生變化なきこと及び各人相異なること前述の如しと雖學者の困難として研究に研究を重ねたるは其分類に在り分類の良否は指紋法の良否なりといふも可なり余は諸説を折衷し其長を採り最も進歩せりと思考する分類法を左に略説せん

人の指紋は大別して之を左の三となすことを得

第一圖

一 弓狀紋



二 蹄狀紋

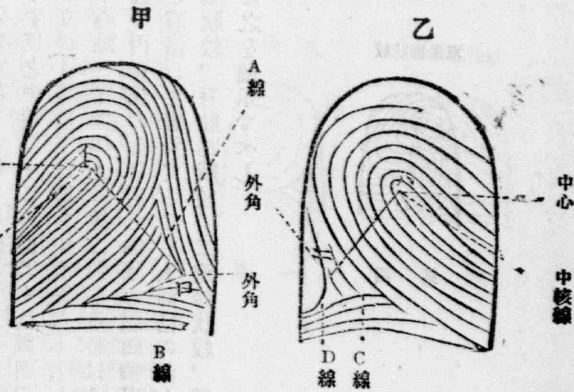


三 旋回紋



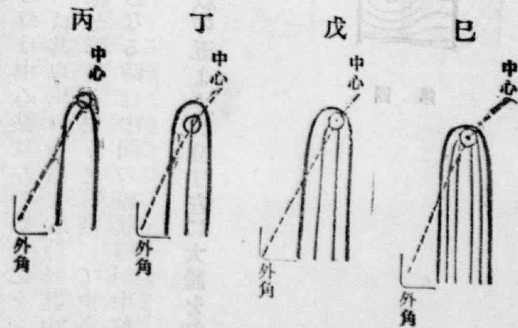
尙ほ蹄狀紋を分ちて左の二と爲す

第三圖



外角ヨリ中心ニ至ル間
ニ存スル線ノ數ハ十二

外角ヨリ中心ニ至ル間
ニ存スル線ノ數ハ七



上圖指頭甲の(イ)點及指頭乙の(ハ)點は中心なり指頭甲の(ロ)及指頭乙(ニ)の點は外角なり先づ外角より説明せんに外角は三角島形のものとなす兩線なるA及Bが相接觸すること甲圖の如くなる時は接觸點は即ち外角なり反之三角島形のものとなす兩線なるC及Dが相接觸せざること乙圖の如くなる時

第二圖



蹄狀紋の特性は圖示の如く指紋の中心に向つて流れ居る時は之を甲種蹄狀紋といひ之に反して小指の方に向つて流れ居る時は之を乙種蹄狀紋と云ふ
指紋を熟視する時は若し指紋蹄狀紋なるときは其流るる反對の側の下部に三角島形のもの一を發見す指紋若し旋回紋なる時は左右の下部に二個の三角島形のものを見出す反之弓狀紋なるときは三角島形のものを見出すことなし此點は特に注意すべきものとす
蹄狀紋を精密に研究せんとするには同紋に存する中心と外角とは如何なるものなるやを知るを要す先づ左に圖解すべし

は三角頭に最も近き線若くは點は外角なりとす而して外角の何たるを記憶することの最も重要なこととは後の説明に依りて自ら明かなるべしと信ず

蹄狀紋に在りては前述の如く紋中の中央部に存する形のものをして中核線となす中核線中に尙は棒狀の線を有することあり有せざる時外角より最も遠き中核線中の一點を中心點となす反之中核線中に一個若くは數個の棒狀の線を有する時は中心點は左の如く之を定む棒狀の線一個なる時は其頂上は即ち中心點なり若し棒狀の線三個若くは其以上の奇數なる時は中間の頂上を以て中心點となす棒上の線二個なる時は右二個の線か中核線を形造りたりと看做して中心を定むること上圖の丙丁戊の如し若し棒狀の線四個若くは其以上の偶數なる時は中間の棒狀線が中核線を形造りたりと看做して計算すること上圖己の如し

旋回紋は渦狀紋、有胎蹄狀紋、二重蹄狀紋、雙胎蹄狀紋、變體紋の五より成立す左に大體を知らしめんが爲めに之を圖示すべし

四 第

雙胎蹄狀紋



第 四

變體紋



第 四

旋回紋に在りて特に知らざるべからざるは印象せる指紋の内に存する兩三角島形のもの(旋回紋には必ず二個の三角島形のもの有するとは前既に述べたる如し)の關係を知ることは是なり印象せる指紋中右に存する三角島形のもの下に存する線を追求して左に及ぶを要す而して其線途中にて消滅する時は先きに追求したる線の下部の線を以て之に代ふ若し其線消滅する時は先例に従つて其下部の線以上出と云ひ之に反して其下に出づる時は之を下出と云ふ追求したる上出線と其下の三角島形のものとの間の線四以上なる時は分類上之を上と稱す左方の三角島形のものより上出線及下出線の間に存する線の數四以上なる時は分類上之を下と稱す左方の三角島形のものより上出線及下出線の間に存する線の數三以内なる時は分類上之を中と稱す之を圖示すれば左の如し

圖

渦 狀 紋



第 一

有胎蹄狀紋



第 二

全 上



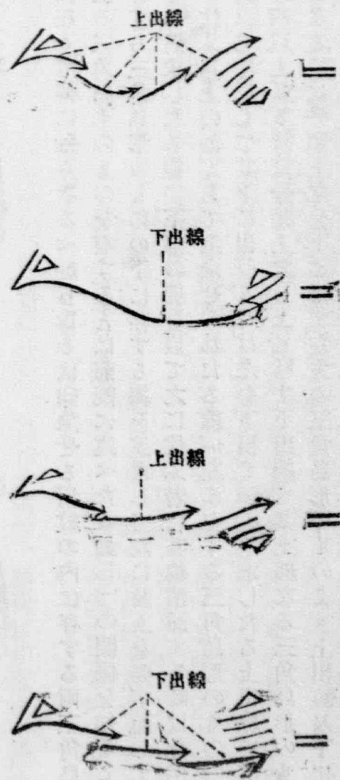
第 一

二重蹄狀紋



第 三

圖五第



以上所説の原則に基き其分類をなし且つ各紋に價を付すること左の如し

第一 弓 狀 紋 其價一を有す

第二 甲 種 蹄 狀 紋 其價二を有す

第三 乙 種 蹄 狀 紋 左の區別に従ひ其價三乃至六を有す

(一) 乙種蹄狀紋の中心より外角に至る間に存する線の數九以内なる時は其價三を有す右中心より外角に至る間に存する線の數を計算する方法に就ては第三圖中甲乙兩圖及び其説明に就て之を熟視せよ

(二) 右線の數十乃至十三なる時は其價四を有す

(三) 右線の數十四乃至十六なる時は其價五を有す

(四) 右線の數十七以上を有する時は其價六を有す
第四 旋 回 紋 左の區別に従ひ其價七乃至九を有す

(一) 追求線 上出し分類上之を上と稱するを得るに至る時は其價七を有す第五圖及び其説明を參照すべし

(二) 追求線 が出ると下出るとを問はず之と三角島形のものとの間に存する線三以内にして之を中と稱するを得る時は其價八を有す

(三) 追求線 下出し之を下と稱するを得る時は其價九を有す
若し指頭缺損し指紋を印象せしむる能はざる時は其價を零とす

以上の分類に従ひ印象したる指紋に上記の如く價を付し之を排列すること左圖の如くすべし

No. 12384
93121

左 手

赤	指	弓	狀	紋	1
中	指	甲	種	蹄	2
紫	指	乙	種	蹄	3
數	三				
小	指	旋	回	紋	8
中					
母	指	乙	種	蹄	4
數	十				

右 手



其原本は之を保存するに當り檢出に便ならしむるが爲め左の如く排列す

一 分子を標準とし數の少きものを始めとし漸次數の多きものに及ぶ例へば前圖解の分子は123333

なれば其他に之より少き分子ある時は其下に之を排列するものとす之に反して之より多き分子を有する原本ある時は其後に排列すべし要するに數の順序に従ひ排列し以て檢出に便ならしむ

二 分子の數同一なるときは相並んで並列せしむ例へば前圖の如く12333の價を有する指紋原本數個ある時は其數個を同所に並列せしむ但し同一數の分子を有するものに在りては分母の數の大小に應じ並列すること分子の並列に同じ例へば $\frac{12333}{93121}$ は前圖示の $\frac{12333}{93121}$ より分母の數少なれば先きを以て足るべきこと自明の理なり

以上の所説は指紋法中の一部たる刑事訴訟の改善の一方法として採用し得べき部分の大綱を述べたるに過ぎず其詳細に至りては紙面に制限ある本誌の本誌に悉くす能はざれば他日稿を改めて論ずるの機あるべし

講 演

○最近保護教育の發達 (本會總會に於て)

乙 竹 岩 造君

閣下並に諸君、今日は此監獄協會の總會に當りまして、爰に罷出て、一場のお話を申し上げます、御清聴を汚すの光榮を有りますことは、私の寔に本懐と存する所でございます。お話申し上げます事柄は「最近保護教育の發達」といふので其現時の趨勢に就きまして一言申し上げたいと存するのでございます。

保護教育と申しまするは、言葉を換へて云へば、従前「感化教育」と稱へました事柄でございます。此ことたるや最近に至りまして、種々の方面より非常に研究の必要に迫られて、其結果従前とは異なる意味に於て又新しき名目、即ち保護教育なる名目を冠りまして最近の文明社會に現はれたる一の現象でございます。御承知の如く、近世の文明は種々の點に於きまして非常な發達を見、多大の進歩を致したのでございます。それにも拘らず最近の文明社會に於きまして、誠に忌々しき一の現象が著しく現はれて來たのでございます。それは何如なる事かと尋ねますならば、未成年者の墮落の結果犯罪を致しまする者の數が、日を追ひ月を重ねて倍々多きを加ふるに至つたといふこと

であります。是は我邦に於ても、最近人も我も著しく感ずる所の事柄でございますが、單り我邦に於ける少年の現象ではなくして、世界の何れの文明國に於ても著しく見へる所の現象であります。二一統計に就て申上げますれば、先づ我邦の狀況に就ては最近の統計年鑑、即ち明治三十二年の統計年鑑に依りまするに、懲治場に居ります者の數は最近十年間に於て倍々多きを加へて居る。唯三十四年丈が入監者の數が幾分か減じて居るなれども、懲治場に止つて居る者の數から申しますると、矢張著しき比例を以て進んで來て居るのでございます。ところが斯る有様は單り我日本のみならず、二他の文明國の例を取りて申上げますれば、獨逸に於ては、千八百九十年乃至九十七年の七年間に於て未成年者の罪科を犯しました者の數は四萬百三人から五萬五千三百五十一人に増加致して居ります。それから伊太利に於ても千八百九十年より九十五年に至る五年間に於きまして三萬八人より三萬九人増加致して居ります。又海を渡りました米國に於ては、千八百七十八年に於ては僅かに八千人に足らない未成年犯罪者であつたのが、翌年には一萬一千四百六十八人に増加致して居ります。さうして其翌年翌々年と漸次に同じ若くはより多くの比例を以て増加致して居ります。唯文明國にして未成年犯罪者の一時大變に減じた徴候を示しましたるは單り英國あるのみでございます。これは御承知の通り英國に於きましては近年感化教育の施設並に方法が多大的の進歩を致したる結果、其效驗が十分に現れて此現象を呈したものと認められますが、其他の文明諸國は、何れの地方に於ても、恐るべき勢を以て未成年犯罪者は増加して居るといふの一事でございませう。斯る現象は實に文明社會の茶毒である。従前未成年犯罪者に對しては何れの文明國に於ても感化法案といふものは存在致したのであります。れども、それに拘らず、又一般の文明が進むに拘らず、前述の如き現象の現はるゝは到底座視するに忍びないのである。斯ういふ考が社會上流の人から初めて世に謂ゆる志士仁人といふやうな人の頭を支配致したのでございます。此問題は刑事政策上の問題であるのみならず、又確かに社會政策上の問

犯罪原因
の討究
其結果

題である單り刑事政策上並に社會政策上の問題であるのみならず更に教育政策上の問題であるといふやうに言及して先覺者は種々の方面より此問題を研究するに至つたのでございます。或は法曹社會即ち法律家の方面より或は宗教家の方面より或は教育者の方面より或は經世済民に志ある社會の先覺者の方に對する國家並に社會の方針といふものが自から一變するに至つたのでございまして、其結果所謂保護教育といふものが頻りに臺るに至つたのでございまして、其結果所

斯ういふ譯でありまして、従前は未成年犯罪者も先づ一般青年の犯罪者と同じやうに之に刑罰を加へる。其及ばず所の害惡を防遏して、他の一般社會の善良なる者に危害を與へないやうに致すといふ趣意でありましたのが、餘ほど其精神を變へまして、普く此未成年の墮落する原因を討究致して種々の方面から此點を分析致し、さうして成るべく此罪惡を最小の萌芽の時代に芟除し盡す、其方法として、刑罰といふことよりは寧ろ積極的に之に教育を施し、之に保護を與へて、以て根本的に此弊を少なくし、出來得べくんば之を芟除し盡さうといふの根本思想に至りました。何れの方面から所と稱しましては、従來の感化教育法案、或は感化法案の改良となつて現はれて居ります。例へば獨逸では千九百年に至りまして此教育法案といふものが發布せられまして、翌千九百一年の四月一日から實施せらるゝの運びとなりました。又亞米利加に於きましては、何れの州と一概にいふことは出來ませぬが、二十二州の多き所に於て、謂ゆる少年裁判の制度が實施せられて居ります。其他の文明國に於ても、兎に角此種の運動が益々強くなり、其結果多大の改良を加ふるに至つたといふことは諸君の既に御承知のことであらうと存じます。そこで此保護教育實施の運動といふものは今申上げる如く、其精神並に其主義を現はすに至りましたる根本の思想學者の研究といふことに至りますと、一朝一

夕に茲に披露することは出来ませぬ。今日は誠に好い機會でございます故に此事の中で獨逸の保護教育法案といふもの、梗概をお話申上げ、尙ほ時間がありましたならば亞米利加の少年裁判の制度に就きまして一言申上げて、以て最近に於ける保護教育の趨勢はいかに赴きつゝあるかといふことの大體を御参考に申上げて見たいと存じます。

獨逸の保護教育法案といふものは千九百年に發布されたものであります。獨逸國に於ては以前に感化法案といふものは存在致して居つたのでございませぬ、即ち六歳以上十二歳以下にして刑の行爲を爲したる者は之に感化を加へるといふことこの條文の下に感化教育は施して居つたのでございませぬけれども、唯今もお話申上げる如く保護教育に關する研究の大勢が變りて參つた結果、是では甚だ不十分である。第一に此法律は其趣意とする所は矢張り刑罰主義に基いて居るといふ、其法律の精神上の點。第二は此法案が存在し及び實施されて居るに拘らず未成年犯罪者の倍々増加するといふ悲むべき現象を呈して居るといふ實際上の要求からと、此二つの點から改良を促すに至つたのでございませぬ。其點を少しく詳しく申上げて見ますと、此法律が實施せられたのは千八百七十八年でありませぬが、其後千九百年に至るまでの統計に依つて見ると、未成年犯罪者の數は段々増加致して居るのである。十五年以前の年と十五年經つた年との間に於て百分の四七、三の増加を致して居ります。勿論此間に於て人口が増殖致しまするが故に、全體の比例と致しまして犯罪者の増加するといふことも考へられるのではあります、其人口の増加を差引きまして尙ほ百分の廿二増加致して居るのでございませぬ。それから次に大人の犯罪も其間に於て増加致して居るのであります、これに比較して未成年の犯罪者は餘ほど多くなつて居るのであります。それから其増加は初犯者の増加といふこともありませぬけれども、二犯三犯と罪を犯す者が増加致して居るのであります。千八百九十九年に全普露西の監獄に在る者の總數の二六〇は十八歳以下に於て一度以上罪を犯した者であるといふことが統計で示されて居

る、之に依つて見れば從來の感化法案はどうしても效力が薄いといふことからして、千九百年に至り新たに保護教育法案が發布せられ其翌年四月一日より實施せられたのであります。此新しい保護教育法案は獨逸民法の千五百六十六條並に千八百三十八條を前提と致したものでありまして、其含みまする範圍は非常に廣いのであります。例へば未成年者が悪い事をして法廷に訴へられる場合のみを含むのではありませぬ、斯る場合は固より此法律の範圍には這入りますが、其外世に謂ゆる墮落、放蕩、不從順といふやうな道徳上、社會上の罪を犯しました者も殘らず含むのであります。單り本人の道徳上並に法律上並に社會上の罪を犯した者のみならず、其保護者即ち親たる者が子に對する十分の保護を全うすることをしなかつたといふ如き場合、即ち親は子の養育並に教育に一向注意しない其結果子が街上に彷徨して風紀上に害を及ぼすといふ者も亦此法律で支配することが出来るのである、隨つて未成年者に對する虐待或は其者の先天的能力の遲鈍なる者を驅つて不合理なる事に従事せしむるといふやうなことも亦此法律で羈束して居る、餘程範圍が廣い、そこで果して之れに保護教育を加ふるの必要ありと宣告する機關は何んであるかと申しますと、云ふ迄もなく裁判所でありませぬけれども、獨逸には後見裁判といふものがありまして、後見判事といふものがある、其後見判事が以上申上げました種々の場合に於て當該者には保護教育を加ふるの必要ありといふの宣告を致すことになつて居ります。それならば其判決を致すところの機關は單り後見裁判のみであるかと申しますと、さうではないのであります、其外に尙ほ證人と申しますが立會の役人を要するのであります。一體未成年の犯罪の場合に就ては立會人としては兩親、教師、僧侶といふやうな人が最適當であらうけれども、斯る人を常に煩はして此裁判の證人にするといふことは實行出来ないことでありませぬが故に、此法律は特定の機關を設定致して居ります。それは市町村會の議員であります。それに加ふるに人口一萬以上の都會に於きましては其所の自治團體の代表者即ち市町村長、それから人口十萬以上の都會にては其所の警察署

やうな方法で納めなければならぬことになつて居ります。さうして以て子に對する義務を十分に全うしない所の両親が、此保護教育法案の袖に隠れて苟くも免かれるといふことの出来ない精神になつて居りまして、此精神は金そのものよりは両親の心の道徳的責任の上に成立つて居るものであらうと存せられます。

斯様な譯でありますが、さて此法案は未成年者其者のみに及ぼす丈では效力が薄い。此法律の及ぶ範圍は更に未成年者以外の者にも及んで居ります。それは如何なる點に於てであるかと申しますならば、例へば未成年者を誘拐し或は幫助致して悪事を爲さしめ、或は親たる者が其子供が法律上并に宗教上の悪いことにかゝつて居るそれを咎めない。若くは斯る危険なる者を家に置き、或は一旦保護教育を受けて居る者を助けて免れしめむとしたといふやうな種々の場合に對しても亦法律を規定致しまして、二年以下の禁錮千馬克以下の罰金までは其情狀に應じて科することの出来るやうになつて居ります。

以上申し上げました所は先づ保護教育法案の大體であります。さて此法律を千九百一一年四月一日から實施しまして今日まで既に足掛九年を経て居りますが、其後の経過を見ますと頗る好成绩を示して居るのであります。勿論此法律の發布せられ且つ實施されましたる其二三年の間は保護教育を受けなければならぬ必要に迫つた者は増加致して居ります。是は丁度今までは大きな網で魚を捕つて居つたものでありますから其魚が少なかつたが、網の目が細かくなつたので澤山魚が這入つた理屈で、今までは唯罪を犯した者のみを支配して居つたが、今度は其法律の範圍が廣くなつたので、急に多くの保護教育を受けなければならぬ者が出來たのであります。其後は段々減少致しまして誠に有效なる結果を見むとするの徴候は確かであるといふことを申して置きます。尙ほ保護教育法案を實施致しまして、それに因んでいろ／＼のものが調べ上げられたのであります。それに就て少しく申上げて見た

いと思ひます。それはどういふものが多く此保護教育を受けなければならぬ必要に迫つて居るかを見るのが爲に多大の參考になると信ずるからであります。此保護教育法案が實施されましたると同時に種々の研究が出來て居りますが、其重なるものを取立て、申上げますと、先づ今申上げますやうな工合で、保護教育を受けなければならぬと判決されましたる者は、年齢に就て申しますと、十二歳より十八歳に至る間の者が最も多いのであります。其年齢を一の線に引いて見ますと、十七歳及十八歳の間に於て頂上に達して居ります。いかに此時期が人生の最も危い時であるかを示して居ると存じます。それから全體の者の百分の四〇は、其十二歳以下に於て父若くは母或は両親を失つた家庭に育つた者であります。それから百分の五八、六は紊亂致して居る家庭に育つた者であります。いかに父兄の兩方或は一方の死去及び家庭の紊亂が未成年者を墮落せしめ犯罪に導くかを見るに足らうと存じます。次に父兄の職業に就て見ますと總數の百分の三七、八は工藝、山稼土木の業に従事する者であります。次に百分の三〇は日傭業即ち時に依り月に依り日に依つて變る所の仕事に従事致して居る者の子弟であります。それから百分の七、五が商業及交通に従事致して居る者でありまして、是等のものを總計致しますると百分の七五、三といふ多數は工藝、交通、等の部面の或階級の業務に屬するものであります。之に對して僅かに百分の一二のみが農業及び之に近き職業に従事する者の子弟であります。是が此保護感化并に父兄の職業に對する關係を見るの一助となると思ひます。それから工藝に従事して居る者の中では取立て、申しますと座つて居つていろ／＼小さい手職に従事するやうな者の子弟に存外多いのであります。少年少女に對する手職の授産の方法が十分に行つて居ない。少くとも多大の注意を要するといふことを見るに足ると存じます。それから両親の社會上に於ける位地に就て見ますと、總數の百分の一五、八は自分で資本を卸していろ／＼の業務を營んで居る人の子弟であります。之に對して百分の七九、二の多數は傭はれ人進んでは慈善的施與を受けて居る

兩親の犯
罪と子弟
の犯罪

亂倫の夫
婦間に産
れたる子
女の犯罪

低能兒童
の犯罪比
例

英國の保
護教育
亞米利加
の少年裁
判

者といふやうな者の子弟が多いのであります。尙ほ進んでは一文の収入だもなき貧民の子供が多いのであります。總ての犯罪者の四分の三は其親の一年の収入が九百馬克以下であります。日本の實際の値打からいふと先づ年額二百圓位と思ひますが、其以下の収入者の子弟が多いのであります。

それから兩親の犯罪と當該子弟の犯罪との關係に就て申し上げますと、百分の四七、一即ち殆ど半數は其兩親若くは一方が犯罪をした者でございます。それは如何なる犯罪であるかと申し上げますと破産、恥罪、種類、の犯罪者の子弟が多いのであります。それから犯罪と男女との關係を見ますと正當なる夫婦關係の間に出来ましたる子供に較べますと亂倫の結果出来た子供が多いのであります。是は言ふまでもないことであります。正當の夫婦の間に出来ましたる者と亂倫者の子供との比例が五と一との割合になつて居ります。世の中に正當なる夫婦關係を以て出来た子供と亂倫の子供との關係は決して五と一ほどでない。恐くは十と一か二十と一か能く存じませぬが、決して五分の一ほどと澤山はないのであります。ところが犯罪者の方から言ひますと、全體の犯罪者の五分の一は亂倫の間に出来た子供である。斯ういふことになつて見ますと、亂倫の間に出来た子供は世の誘惑に陥り易い傾向を持つて居り且つ其機會が多いのであるといふことを見るに足ります。それから妙なことは亂倫の子供の中では存外女子が多いのであります。是は亂倫の子供が良くない業を營むに至る者が多い。例へば猥褻罪で保護教育の必要に迫つたものが随分多いのであります。此點から著しく女子の犯罪者が多い現象を呈して居ります。それから保護教育を受ける必要に迫つたものと子供の能力との關係であります。是は白痴低能者と犯罪者との關係が餘ほど多いのであります。一言で申しますれば白痴低能の者が多いのであります。ゴンフエツファーといふ人が千九百年にフランクトランマンといふ所に於て開かれました精神病學會で述べた所に依ると、是は全體が犯罪者といふ譯ではありませぬが、殆ど全體が保護教育を受けなければならぬ必要に迫つて居る者であります。乞食の百分の五十三は小學校を

卒業して居ない。それから全體の三分一は癡癩白痴若くは之に亞ぐ者であります。其又二分一は遺傳的疾癩を有つて居る者で其疾癩は酒毒、癩癩、ヒステリー、精神異常といふやうな者が多いのであります。そこを以て見ても、いかに子供の能力と、それが保護教育を受けなければならぬ必要に迫る間に大なる關係があるかを見るに足ると思ひます。

以上は獨逸の保護教育の狀況であります。英吉利の保護教育は御承知の通り英吉利は保守主義の國でありますから従前の如く感化教育であります。是は餘ほ進んで居るのであります。是は諸君御承知のことである。

次に亞米利加の少年裁判の制であります。是は御承知の如くシカゴに於て、今日では亞米利加で二十餘州英吉利でも奧地利でも加奈陀でもやつて居りますが、私の見ましたのは亞米利加の裁判の中でもコロラドの全部ベンジャミン、バリユスといふ人が實際家で成功して居る人でありまして、此人にいろ／＼尋ねたりしてコロラド州の方を調べましたが、シカゴに於ても紐育に於ても非常に此制度は進んで居るのであります。是は一言で申しますると少年裁判といふのであります。其精神は未成年犯罪者を成るべく罪に陥らない中に救はうといふのであります。其主意とする所は、一體此世の中に未成年の犯罪者が起るは第一教育が足りないものである。親並に教師といふやうな、さういふ精神教育を掌る人の力が十分に及ばぬのと、世の中の一般の制裁が進まぬのである。或は世の中に善い例が少なくて悪い例が多い。之に少年子弟が見習ふやうな所から起つて居るのであるから、刑事政策と申しますが裁判の方からも教育を授けて、教育の力が及ばずしてどうしても刑事上の問題に這入るといふ間にモウ一つ教育的現社會改善的勢力を及ばさうといふことが主になつて居るのであります。是は「プロベーション」といふ仕事をやるので種々の機關等もあり其效果等に於てもいろ／＼有益なる報告を示して居りますが、是は此所に居られる大場君がいろ／＼調べたことでもあり、又餘り長くな

りますからいつか機會がありましたならば皆さんが御研究になりましたならばよいと思ひます。それで亞米利加の少年裁判の方のお話は申上げないで是丈に致します。

以上申上げましたのは、此保護教育といふもの、運動の世の中に現はれました一つの具體的教育として取つてお話し上げたのでありますが、要する所我邦に於きましても感化法案が改まりまして皆さんが此問題に就て御研究になり且つ實施になります氣運に向つて來たのであります故に私は素人でありまして斯ういふことは能く存せぬが此問題は刑事の方面よりも社會の方面よりも教育の方面よりも種々の方面より見て社會の一大問題として力めて改良を加へ、成るべく此文明社會の弊害である不良少年の存在并に未成年者の犯罪の増加を防止したいといふ考并に希望を深く有つて居るのであります。甚だ長きに亘つて御清聴を汚しましたることは私の誠に感謝致す所でございます。最後に此監獄協會の倍々盛んにならむことを深くお祈を致しつゝ、諸君の御健康を祝しつゝ、此壇を降ることに致します。

寄書

○監獄衛生雜感

金澤貧樂生

今や改正監獄則の實施を見る數日の間にあり監獄改良の着々進捗せる賀すべきに非ずや獨り監獄衛生の事殆んど一の専門たる學術に屬し監獄醫も亦た専門の學術を有するを以て司獄官の間にありて一頭地を擢んするか如く夢みつゝありと雖其業績の擧からざる僅に規律の下に衛生の幾分を現實す

るが如きに過ぎざるは聊か隔靴搔痒の感なきに非ずや之れ監獄衛生の重んぜられざるの故に非ず監獄醫其人の輕んぜらるゝに非ずして何ぞや否自ら進んで斯道に盡瘁せざるによる由來監獄醫の如きは醫界の閑職の如く或は醫界より指彈せらるゝ如く誤解せらるゝこと多し然も亦閑職に甘んじ指彈せられつゝあるに非ずや之れ斷して許さざるのみならず今日に至りては監獄醫の待遇より見るも監獄衛生の事業より觀るも其責や重大にして其業や宏遠なり余聊か感ずる所あり本誌の餘白を借り内外醫學者の高論卓說中監獄衛生に關することは勿論行刑の上に於て司獄官の參考に資すべき者を披抄し其要を紹介せん

(一)テキセイラバストス Teixeira Bastos はポルトガルにて一九七二人の男子犯罪者の中にて文身を有せるもの一八、三二%五二一人の女子犯罪者中には五、七%を有し之を犯罪の種類により分つときは文身尤も多きは殺人罪者毆打致死罪者(一六%)風俗懷亂犯罪者(一三%)窃盜(Thief)二四%強盜(Strongraider)二四%なりしと

(二)ド、ブラシオ De Blasio は三十歳の白癡者の頭蓋腔を検し其内容は四六〇立方仙迷水平線周圍は三六〇仙迷最大徑は一三〇密迷なりと云ひ又健全なる男女各千人、犯罪者男女各千名をネアベルにて檢し、耳の變質徵候は健人より變質者に多く、殊に婦人中に多しと云ふ又同氏は百人の尊重すべき人と五〇の犯罪者を檢し後者は前者より大なりと云へり

(三)又同氏は一奇異なる陰部の傍にある副乳 Polinastia Perivaryare の一例を密賣婦に認めたりと云へり夫は陰裂の兩側に位して妊婦中には乳を分泌し其大さ鶏卵大に至れる乳腺にして其周圍一三三密迷長さ二五密迷幅二九密迷ありしと云へり又同氏は十九歳及四十歳の小頓病者に二例の頭顱を検し周圍は三七〇—四九〇密迷長徑一〇五—一六〇密迷橫徑一九—一九〇密迷系數九〇—一九四、三七なりしと云へり

(四)プロウ Ba は二二三の常人、二二五の精神病者、三四三の犯罪者をシュワルベの表に従ひ検査し精神病者には異常の點多く男子犯罪者は男子健人より多く殊に遺傳の強き人に多しと云へり

(五)ボンヘツフェル Bonhoffer は一九〇人のブレララウ監獄に於ける密賣婦を検し其三〇は白癡二八〇は癡愚又は精神病者五〇は「ひすてり」七〇は癲癩者にして只三二〇のもののみ精神病的症狀を認むることを得ざるものなりと云ふ

(六)ヂ、コラ Di Cola は殺人犯の爲に死刑となりしもの四五人の腦殊に其眼窠裂溝を調べたるに多くのものには H 字状をなし普通の人と同じきも他の異常形状としては K 字の如きもの五、T 字状のもの一八 X 字状のもの八 E 又は Z 字状のもの三を認めたりと云ふ

(七)ダ、コスターフェルレイラ Da Costa Ferraria は二十五人の精神健全なる葡人と二六の殺人犯者二五の偷盜者の頭蓋腔を検したるに皆共に常人の夫れより大にして常人に於て大なる頭蓋を有せるものは四〇〇なるに反して偷盜者に於ては四八〇殺人犯には六一〇なりき之に反して小頭顱は第一者には其一六〇第二者には八〇第三者には其五〇を有し差違の大 Variationsbreite は偷盜者には殺人者より大に殺人者には健人より大なりと云ふ

(八)ドールン Dohrn シシエーレ Seelaere はカツセルの幼年犯罪者、補助學校、留置所、感化院等に於けるもの一〇一人の變質徵候を検し之を六〇〇人の兵士の夫れと比較せるに犯罪者に變質徵候の多きことを疑ひ犯罪人に何の變質徵候なきもの五二、三〇變質徵候あるもの〇、四〇健全なる兵士にも變質徵候あるもの五一、一〇無きもの一六〇ありきと云へり

(九)ガイル Gaill はコツペンハーケンの豫審に於て一八九八年より一九〇一年の間に一一六人の風俗壞亂者を検し就中其頭蓋測定をなせるに風俗壞亂者の頭蓋か他種の犯罪者と違ひ居ること少しなし

(一〇)ゴフシユナイダル Gofschneider は一五〇人の女犯罪者に於て視野の狭小亂視を有するもの多きことを挙げ之を變質の徵候とせり

(一一)ヘルトマン Hartmann の犯罪者に於ける遺傳性は精神健康者又は病者の夫に比し更に重大なる關係あり犯罪者の九四〇は其精神上に變質的徵候を有し其變質的徵候の多き程遺傳の濃厚なるを證せらるると云へり

(一二)ラツテス Lattes はツリン教室に於て大脳百個の左右半球形及び重さの差を比較し其兩側に於ける相違は犯罪者に多く(六〇%)犯罪者にて兩半球の同じ重さなることは唯五〇%に過ぎざりしと又形態上の左右不等症に付ては殊に顱頂葉後頭葉に多く猿裂溝は變質者の腦なりと云ふ説に反對せり

(一三)ロンブロンー Lombroso は刑事心理學上後腦腔及び胸部の肥大を主要なるものとして注意せり

(一四)マリノ Marino は一三人の犯罪者の腦に付次の如き點を常者と違ふ點として挙げたり即一前頂葉の矢狀の皺の異常に發育せるもの、二顱頂間裂溝の特に其右の軽く中絶し居るもの、三第一顱顛廻轉の單純なること並にローランド裂溝に深く入り込み居ること(殊に左側に於て)四、前楔狀葉の異常の發育、五上行葉頂廻轉の屢々中絶し居ること、六左側上眼窠葉の中央廻轉の欠くること等なり

(一五)モンド Mondo は五八人の犯罪者中に變質徵候の多きことを認め殊に腦に於て多しと云へり

(一六)トニニー Tomini は精神病の犯罪者の四、四〇は文身せりと云ふ

(一七)アーサー、マクドナルド Arthur Macdonald は第三回萬國刑事人類學會の名譽會頭にして社

會癩研究所設立の主唱者なり其人類研究の方針なる論文中(犯罪人に於ける回想)の下に曰く理論は兎も角も犯罪其もの或は監獄懲治監等の在監人多數に就きて實驗するに左の諸點を回想するに餘りあるべし

一 監獄には犯罪人を投して改悛せしむるを以て目的とし懲戒に付せられたる徒に説教の如きものにより良心の回復を圖り其實を擧ぐるには精神肉體共に良好にして道德の何ものなるを辨せざる可らず而して之を顯實するには教育を施すにあり

二 經濟的にして而かも社會的・道德的なるは在監者をして放免の後犯罪を再び敢てせざるの工夫を旋らずにより刑は嚴に過ぎ或は竟に失す可らず眞とは云ふ可くして中々に實行し難し

三 犯罪人の改悛を事實にするには頗る難業にして監獄は却て罪惡を教ふる學校となることあり多少教育ある在監人は兎も角も一丁字なき犯人に對して改心の實を擧ぐるは到底望む可らざるが如し

四 是れ社會を組織する人類其者のみならず人類の棲息する社會の罪なり||生存競争は薄弱なる意思の耐ふる限りに非ずして早晚墮落し遂に國家の法律を犯し鐵窓の下に錮せられて體刑の執行を受くるの身となるべし

五 新聞に犯罪の種類を詳細に傳へ犯罪人の寫眞を示すは逮捕に便なる社會の照魔鏡なり而して犯罪の方法手段の報道詳密巧妙に失すれば却て良心精神を腐蝕するの基となりて好しからず殊に智育徳育の低き下層社會にありて然りとす

六 自暴自棄は犯罪人の免かる可らざる結果なるか是れ反省の遑なきに坐するなり故に犯罪者の數は濱の眞砂と共に容易に盡きざるなり

(一八)不良少年の精神狀態調査 東京醫科大學講師三宅鏡一氏(精神病學者)は池田學士を伴ひ浦

和監獄に收監せる不良少年の精神狀態調査の爲め七月廿四日出張したり

(一九)コツホ Kodoh 博士今回來朝せられたるに中り其談話せられたる一二を左に掲ぐ

一 日本の結核は歐洲の近來と反對して漸次増加するの傾あり獨乙では一八八五年頃は一萬人に對し二二人位のものか一九〇六年には一七乃至一八に減した英米國も殆んど同様だ

二 減少する理由は今より十數年前迄遺傳と思ふて居たか其後傳染病なることが分つてから傳染を恐るゝとなり又は生活狀態の進歩一般衛生思想發達家屋制度の設定脚癆療養所の設立之か減少の基をなして居る夫て近々十年間に半數に減少したれども此後此割合に減するかど一か或程度迄は行くが夫からは行止まるかもしれぬ

三 獨乙も二十年前は日本の今日と同様であつた夫故に日本は廿年歐洲より遅れて居ると云はねばならぬ故に諸種の方法により出來得る丈傳染を防ぐことか刻下の急務である

四 癩病 米國では布哇のモロカイ島に隔離所と試験所とを設け數百萬圓を投せり目下九百人を收容して居る然ども其所員は癩病は如何にして傳染するかを知らぬレブラ菌は發病時に傳染力が強い故に早期診斷が肝要である誰ても本病と分る時分は傳染力激烈でない然るに本島には初期のもの居ないから

五 診斷は初は鼻腔内の壁の後或は咽喉の内部に潰瘍が出來るので普通の人に分らないが此時は傳染が尤も強いのである茲に菌が多く居る

六 脚氣も二種以上の病氣と思はれし故に傳染するものと否らざるものとあるならん即ち一は傳染するもの一は營養不良より來るものなるべし新嘉坡スマトラのペリペリは傳染病なり而して死亡數多し日本の脚氣は死亡數少なし

○監獄官制其他分課組織等に就て

鶴 麓 生

監獄法及同施行規則の發表に依て一般在監者の檢束處遇に關する事柄は實に申分なく改良せられたのである吾輩は此機會を以て尙監獄官制職制等吏員に關する事項に付て改良整理を加へられんことを當局の諸賢に望むのである今試に吾輩の平常腦裡に書き居ることを忌憚なく出鱈目に述べて聊か當局の參考に供したい

監獄の廢合 は經費節減の上よりも人物經濟の上よりも必要のことである監獄官制施行の際當局に於て稍其苦心をされたようであつたけれども大阪を二分し若くは函館を本監に改たる等二三に過ぎず謂はい姑息的であつたのである夫は要するに裁判所管轄區域を標準としたるが爲め已むを得ざりし結果と察するけれども地方裁判所のある土地は必ず本監、其なき土地は必ず分監とせなければならぬ理屈もなかるうと思ふ監獄は監獄の状態即ち主として拘禁人員の多寡に依て本監分監を區別するのが適當ではあるまいか現今の本監にして鳥取宮崎福井等の如き拘禁人員三百人を出でざる小監獄もあり或は分監にして姫路堺等の如き五百人餘も拘禁する大監獄もあり此結果兎角吏員の配置が權衡を得ない制度になつて居る吾輩は此際可成本監の數を減じて分監を多く作りたい持論であるが夫は次項に陳述する典獄の地位を高める目的に關聯するのであるそれで大凡現今の本監を半數位に減じて他は分監とし或は交通極便なる土地にある分監出張所の如きは漸次廢して之を他へ合併し或は千人以上も拘禁する程の大監獄は可成人員を他へ融通し(大阪を二分したるが如きことは經費を増したる文利益を得難かりしやと思ふ)或は交通甚不便なるが爲め押送費等に多額を要する島地などにある出張所は分監に改むる等現設の各監獄に就き種々の方面より慎重の調査を遂げて刷新的監獄の廢置分合を行ひ大整理をして貰ひたいのである

典獄の地位 を高め以て良材を迎ゆることは今日監獄の改良進歩を圖る上に於て急務である法規奈何程完美したりとも運用に其人を得ぬれば駄目であるから人物の精撰は至極肝要であるに不拘現今の如き官等俸給額にては到底立派な人を得るのは困難であると思ふ吾輩の意見は典獄の人員現行官制に依るに五十六人あるけれども之を半數位に減じたいのである夫は兎角人數の多き丈地位が賤めらるゝ道理もあるし前項意見に依り本監の數を減ずるに伴ひ典獄も減員されてくるのであるから此場合に於て典獄の俸給官等を高め任用方法を一般高等文官同様に改め司法官と等しく終身官としたのである尤も暫くは特別任用方法を用る副典獄を何ヶ年以上か勤続したるものゝ内より拔擢するも可ならんかと思ふ

副典獄 を置くことの意見を曾て本誌上に述べたことがあるが今日に至り益々其の急要を感して來たのである即ち前項意見の如く本監を減少し分監を増すの結果大なる分監が澤山出來るのであるから其分監長には總て副典獄を充てたいのである尙典獄の勤務する本監にも一人の副典獄を置き監獄の眞目を増したいのである勿論副典獄は奏任とし現今典獄の任用令及俸給令を斟酌したら宜からうと思ふ其本監に副典獄を置くべき必要は典獄の代理として首席の看守長か部下官吏を指揮監督するのは面白からぬようである夫は何であるか同級の同官吏を指揮せねばならぬことがあり奏任待遇の官吏を監督せねばならぬことがある官等低きものや同等級のものか奈何に一時に代理官とは謂ひながら代理官たるの職を辱めざる様萬事を處理することは頗る苦しい場合があるからのことである又分監の長に副典獄を充つる理由は苟も監獄の長として分監とは謂ひながら判任の五六級降りては七八級位の人物を以て其長に充つることは他官廳に對して甚肩身が狭く卑屈に陥るのみならず他をして輕侮の念を起さしむるの嫌があるから可成他官廳と肩を並べる様眞目を維持せんには官等を高めるのが上策である或土地に於る警察稅務郵便等の各官衙か近來頻に奏任署長を置くことに方針を改めつゝあるものも蓋し同職

の理由に出づるのであるまいか

女監取締の名稱の不適當に且つ陳腐であることは同人社會夙に改稱を唱へつゝある所であつて昨年典獄會議の際にも協議事項の一として提案せられたけれども少数否決の運命に陥りたのである吾輩は現名稱に安んずる論者の意見を篤と伺はないけれども若し看守に男監取締なる名稱を付したら如何であるるか必ず奇妙の感想を持つてであらう之と同様今日の場合女監取締なる名稱は他の適當なる高尚なる名稱に改むるのが至極必要ぢやと思ふ然らば奈何な同名稱を可なりとするか吾輩も差當發見しないから男性同様看守と付くるの外あるまいと思ふ同名稱にせは俸給被服其他給與上の規定か一律に行かないこともあるけれども可成均等に出來得らるゝことは均等に譲り合を付け已むを得ざる事に限り差別を置いたら善かるうと思ふ

分課組織、本監の數を減し所屬分監を増加し本監には典獄の外に副典獄を置くと共に分課の組織を變更するの必要を感じて來る現今の三課二所の制度は事務の割に分課が餘り細過ぎて居ると思ふのである爲めに課と課との交渉か面倒臭ひ敏活に仕事が進んで居ない夫れも課長か兼務であつたら未だしもよが専務である場合は疏通圓滑を缺いて事務の進行を妨げる嫌がある而して判任官の多くて十數名少きは六七名もある少人員の官廳に三人の課長を置くか爲め俸給等の都合にて欠員を補充し難きときは一名の判任課僚に一名の課長を置かねばならぬ奇觀も生じて來る固り課長も夫々課内一部分の事務を擔當することになつて居るから名は課長と謂へど主任と擇ふ所はない而して課内の事務は大小を問はず典獄の指揮決裁に俟たねばならぬことのみであつて課長限に決行し得る事柄は殆ど無いと云てもよい程である十數名以下の判任を置く役所に而かも事務の割に課長の設置が甚不似合である無用であると認めて居る故に改正意見としては現今の三つの課の一つに改め課内に數個の掛を置き各掛に一名又は二名の主任看守長を置き課長には副典獄を以てしたのである然るときは從來三人の課長が課僚とな

り純然たる主任として働くようになり従て各種の事務も圓滑に敏捷に運ぶようになるであらうと思ふ尤も大監獄に於ては第二課のみは特設の必要があるかも知れない之には特別の制を設けたらよからうと思ふ副典獄を課長としたらば現今典獄の専行事項の幾分を委任せらるゝことがよからう之は典獄の勢力範圍擴大と共に自然爾かせなければならぬであらうと思ふ如斯分課の組織を改むると共に醫務所教務所の所長は悉く奏任待遇に一定し課長と權衡を保つようにすることは蓋し當然ではあるまいか出張所の所長 出張所の設置は種々の事情より已むを得ないとするならば同所の長として看守長を配置するの必要を認むるのである出張所は名に於て軽いようだが實は重いのである拘禁人員の僅少なればかり小監獄たるを失はないのであるから大小の事務分監と餘り差異はないのである若一朝重大の出來事に際會せんか看守部長では措置方法を誤ることがある指揮命令か宜きを得ないことがあるやに認められ又兼々外部に對する貫目か部長にては軽い他から蔑視さるゝ傾がある出張所たりとも一小官衙である實際其長たる人物として部長にては不充分なる感じがある故に分監長に副典獄を充つるゝ共に出張所には看守長を以て所長に充つる様致したのである

教師の定員は三十人であるから全國の本監だけに對してでも未だ普く配置を受けて居らない(監獄に依り必要)抑も教師なる職を近年新に置かれたる趣旨よりせば毎監獄に少くとも一人の配置は必要であらうと思ふ何故なれば未だ丁年者の教育方法が監獄に依り厚薄あるべき道理なく平等に教育を施すの必要があるに相違ないから矢張教師も平等に置かるゝのが當然である然るに此配置なき監獄にては教誨師か手廻兼ねる所から僅かに雇教員位の經歷ある看守などに一任して格別重きを教育に置いて居らぬ傾がある犯罪原因が多く教育の不完全にありとせは監獄に於ける未だ丁年者の教育程大切なものはなからうと思ふ故に經費の都合を差繰り普く各監獄に教師を配置せられんことを望むのである押丁の全廢と云ふ説を耳にしたことは久しき以前であつて既に全廢を斷行せる監獄も段々あるよう

だが未だ尙置いて居る監獄が多いかのようには窺はる押丁なる職の實質に於て小使など、格別懸隔のなきに不拘名を異にするが爲め或場合は看守同様戒護に任ずることがある之は戒護に重きを置いて居らぬ嫌がありはせぬか資格と云ひ服裝と云ひ戒護吏員として任ずること面白くないことは蓋し吾輩の僻見でもなからう、だから一監數名多くて十數名を超へざる人員なるべければ之を全廢して一半の仕事は看守に代へ一半の仕事は小使に代ふるも實際に於て差支は起るまいかと思ふ故に此際一齊に全廢を斷行せしめられんことを望むのである。

女監獄醫を置きたい意見を持つて居る抑女監に男性の監獄官吏が向きであることは敢て理由を申述へるまでもない新法施行規則第二十九條并本年典獄會同の際配付せられたる注意事項の第三項を看ても其精神が了得せらるゝのである如斯法の上に於て男性官吏の女監出入を制限する程何かの弊害を醸すの虞があるとするならば女性官吏のみを以て管理する特設集禁の制度を早く作ることで得策である注意事項など一讀噴飯に堪へないではないか尤も數個の特設女監が既に現實されて居るけれども全然女性官吏の經營ではないようである此事は女性官吏の人物關係から到底急に實行も出來得られないかと思ふから可成漸を期し一つゝにても女性官吏に代ふるの方法を講ずることが必要である聞く所に依れば女性教誨師は既に本願寺あたりで養成に着手したそうであるが尙は進むで吾輩は女監獄醫を置きたいと思ふのである女醫は追々世間に増加しつゝある俸給さえ相當の額を拂つたら採用に應ずる者がないでもなからうと思ふ併し拘禁婦女の少數なる場所には夫丈病人も少ないから傍女監取締又は授業手の業務を補助させたらよからうし之を實行するとても拘禁婦女の多數なる監獄より始めて漸次他へ及ばすようにする方がよからうと思ふ女教誨師設置の聲あるを耳にして吾輩は寧ろ女監獄醫を先にするの必要があるように認むるのである。

監獄事務官の増員 監獄事務官は曾て定員四名の時分もあつたけれども經費節減から出たのであろう

暫くにして二名に減せられたのである事務官は監獄の巡閱官吏に充てらるゝのであるから其人員の多寡は監獄の巡閱を頻繁に行ひ得ると否とに大なる關係がある然るに五十六の本監六十の分監に對し現員を以て果して規定通り遺憾なく周密に巡閱か出來るであろうか夫も巡閱の専務であるならば率さ知らず傍局内の事務に軼掌せねばならぬから時と場合依りては一人にして一年中二回より以上には巡閱の出來ないこともあるであろう面かも一回僅に數個所の監獄を巡閱するに過ぎざる有様であるから監獄に依りては三ヶ年又甚しきは四ヶ年間に巡閱を受けない場所もないのではないのである監獄巡閱の必要は今更喋々するまでもない監獄の失體の幾分は屹度巡閱の繁閑精粗に依りて消長すべきは疑ないことと思ふ典獄會同の際奈何に印刷的注意指示を嚴密にされても直接に官吏の巡閱程に効能は薄いに違ひないと思ふ居る新法にも巡閱期を少くとも二ヶ年一回と定めあるが此厲行果して立派に出來ようか覺束なく察せらるゝのである故に事務官現員二名を倍加して四五名位に致し而して頻繁に巡閱を行ひ且其巡閱を形式的に流れざる様願ひたい近來各監獄種々の失體を生ずるのは直接當該官吏の管理宜しきを得ないに依るけれども蓋し又巡閱の緩慢に付せられた結果ではあるまいかだから失體を生じて直に當該官吏のみを責むるのは聊か刻の嫌はなからうかと思ふ

區西		區北東			區陸北			區			
松島	山廣	神和	奈大	堀京	秋山	青盛	福宮	富金	福新	岐勝	
江取	山口	島山	戸山	亘川	阪都	田形	森岡	島城	山澤	井湯	卓所
四六	二六	八五	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

海東		區東			關				
靜名	安古	小長	甲字	水千	前浦	橫濱	巢市	東	監獄名
關屋	津	菅野	府宮	戸業	橋和	濱鴨	谷京	東	四入
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	懲治人
一	一	一	一	一	一	一	一	一	刑告人
一	一	一	一	一	一	一	一	一	別居人
一	一	一	一	一	一	一	一	一	乳兒
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	定員
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	現員
一	一	一	一	一	一	一	一	一	警察官留置場

明治四十一年七月末日現在在監人員監獄別表 (△減)

統計

救護事業

○獎勵費を 受けたる保護事業の成績一斑

本年度免因保護獎勵費の下付を願出たる團體の創立以來收容したる人員及成績の一斑左の如し因に保護獎勵費は不日交付の手續に及ぶべしと云

自治會	創立以來 保護人員	創立以來成績 不良人員	現在人員
齊修會	一九九	五六	六
自立會	九五	一九	二五
小田原幼年保護會	一一四	四七	四三
茨城縣保護會	七九	二七	一一
山梨慈善保護會	九八	七	七
静岡縣保護會	二七四	一四三	一一
愛知慈善會	二七七	一一四	八〇
三重授業院	一四五	六二	一七
滋賀縣保護院	一三三	二五	三
新潟縣保護會	一一九	四	一二
宮城縣保護會	五七	一五	一
岩手保護院	三八	二	二
羽陽救護院	五五	一五	三

秋田保護所	一二七	三八	五
京都感化保護院	五三三	二七四	一一
博愛職工學會	四五	一一	五
自成一會	一八	一	八
廣島保護院	四〇	一八	七
廣島向上會	八四	二二	四
下關保護院	四〇一	三六	一五
德島厚生社	二〇	七	二
讚岐保護院	五九	九	六
愛媛保護場	三六七	一一二	一八
大分縣保護會	六一	五	三
寺永慈善院	九九	一一	二
日州保護會	一四	二	一
福島保護會	六六	一三	二四
土佐慈善協會	四九	五	三

○大分縣保護會の事業擴張

大分縣保護會は去る三十三年六月監獄教誨師並に同縣下眞宗本願寺派寺院住職等の發起にて創立したるものに係り保護會社と稱し刑餘據るなき者を收容して勞働せしめ傍ら教誨を施し精神修養に努

めつつありしが三十五年四月名を保護會と改め其筋の認可を経て財團法人とし前任上田典獄を顧問として大に會務の發展を謀り初め同場内に集合雜居せしめ居しも玉石混淆して動もすれば惡習に感染するの虞あるを以て後には散居方針を取り成るべく日備等に出して保護場内の勞働を縮少し寢臥も専ら備主の家に爲さしむることし自活の道を得せしむることに盡し事業着々其緒に就きたり本年引受收容したるは八名にして二名は自活の途に就きて退場し三名は他人の引受を得て退場し現に同場に在るは三名にして何れも數犯の前科者なるも保護會收容後の成績頗る見るべきものありて再犯の虞なきまでに至りたるは喜ぶべき現象なり斯くの如く成績良好なるも時勢の要求は漸次多數收容の必要ありて現今の設備にては到底其要求を充すに足らず且つ會務擴張上遺憾少からざるを以て之れが建物を増築することに決し目下同地西新町病院北方に新に事務所一棟收容場一棟を新築中にて其工事費千五百圓許なり工事落成の上は收容力の許す限り多數の出獄者を引取り事業の發達擴張

を圖る計畫なりと而して同會維持の通常經費は創立の際縣費より補助されたる基本金四千圓に生ずる利子二百六十圓餘と養豚・養鶏・蔬菜の栽培より獲る所の利益を以て之に充て居たるが昨年度より年額三百圓の國庫補助金を下付さるゝ事となりたれば事業經營上の便宜あるは勿論保護事業の成績を信用せられたるものなれば一般の寄附を仰ぐ上に面目を施せる次第なりとて職員は今後一層斯業の爲めに力を竭さんことを期し居れり因に同會の顧問たりし上田典獄は前橋へ轉任したれば後任關典獄は其後を襲ふことゝなるべしと云

○救世軍の大學殖民館開館式

救世軍にては今回西洋諸國に行はるゝ大學殖民事業の制を斟酌し大學殖民館なるものを神田區三崎町二丁目水道橋詰に設け去十九日其開館式を舉げた。參會者官民の階級を通して無慮數百名最初に神に捧ぐる道歌の合誦あり次に祈禱次に獨吟、開會の趣旨、獨吟と順次に式を進め次に新渡戸博士の演説あり終つて祈禱、散會最後に各室に巡覽し

○佛國地方監獄教誨及
教育事業

耕道生寄稿

退散したるが殖民館事業の大要は純潔なる學生の寄宿舎たる事、就學の便なき學生の爲めに就學の便ある學生は同情を寄し誘掖する事、夜學を設け苦學生の爲めに勉學の便ある學生は餘暇を利用して教授する事、苦學生の爲めに通俗講談會を開き專門家又勉學の便ある學生の講演を聴く事例へば電車の手掌を集めて電氣に關する理學上の講話を爲し労働者を集めて勞務上の心得を説明する等有益なる講談を聴かしむる事、運動會を催す事、例へば大學生は貧家の子弟中學生又は少年學生の貧弱なる者を伴ひ鎌倉江の島に一日の清遊を試むる等の事、煩悶せる學生に方向を教ゆる事、等にて餘力を利用して餘力なき者は金錢を投じて教育上の便利を有せざる者に同情せる爲めに設けたるものなり、煩悶せる學生多き今日斯る事業の興るは最も時機を得たるものにして獨り學生労働者の幸福なるのみならず社會國家の幸福と謂ふべし吾人は同事業の益々發達して愈擴張し極くなく輝かんとを祈る

譯者曰左の一篇はロイツンンヅキール氏が佛國地方監獄及中央監獄に於ける教誨及教育事業の實況を視察し種々の弊害あることを論述したるものにして罪囚の類別、拘禁定員の最上層、吏員の配置教誨堂の設備、教誨及教育の方法等其不備缺點を指摘して殆んど餘蘊を遺さず其論旨たる獄政の改善は外形的の設備と精神的の力行と相待て始めて美果を收むべしと云ふに在り氏が論ずる如く今や我監獄に在ても幼年監の新設によりて罪囚類別の方法を擴張し囚徒の移監命令を下して拘禁定員の上層超過を緩和し又時々教務講習所を開きて教誨師の教務を講究し其他教場教誨所の如き

苟も經濟の許す限りは其施設至らざる所なし彼の獄舎の建築の如き百年の大計既に成案の在るありと雖も内外の國事多端にして未だ大に舉行の機に會せざるのみ今や感化事業の如き盛に致究せられ現に内務省に講習會の開催せらるゝあり早晚其一大發展を見るに至るは吾人の今より翹望して待つ所なり我現今の獄政たる忌憚なく之を言へば心は分房にして形は雜居なり(中には折衷)故に外形の不備は精神の力行を以て之を補ひつゝあるは當局者の最も苦慮せられつゝある所ならん十八世紀の時代に於ける佛國監獄の情態は之を我現今の監獄に比するに劣る所あるも優る所あるなし而して余輩が其優るなきの情態を捉へて茲に抄譯の愚を敢てするものは蓋し其謂へなきにあらざる曰眞成の改善は百弊を除去するに在り百弊を除去するは之を看破するの眼識を有するに在り是れ余輩が本篇を抄譯したる所以なり讀者幸諒焉

に若くはなし、此事業たる極めて至難なるも實行し得られざるものにあらず、この事業の成功を期するは刑罰の一大主眼なり、この事業は一見企圖し易きが如きも弊害の伴ふものなきにあらず、シヤル、リユカール氏はこの事業を解して合法的の正直なりと稱す換言すれば囚人相互の犯罪的嗜好心を斷滅せんことを推奨するに在るのみと、氏の説の如くこの事業は無形的にして心的改善に係るを以て其圓滿なる成功を顯はすは罕に觀る所なり況んやこの事業に與へられたる期間に往々短日月にして囚人の心的改善に及すべき重大の影響は受刑の短期なるがゆへに其効驗甚だ微々たるに於てをや、今ま佛國輕罪裁判所に於て宣告したる短期囚の統計を示さん

千八百六十九年の平年に於ける輕罪禁錮囚十萬千三百三人に對し

四日以下の禁錮囚五千二百七十人

一月六日の禁錮囚三萬五千六百二十二

六月以下の禁錮囚四萬二百二十七人

一年六月の禁錮囚九千八百六十五人

囚人をして改過遷善の域に達せしむるは教誨事業

一年の禁錮四千九百一人
一年以上の禁錮四千二百十五人

なり、短期囚の多數なること實に如此、この數たる毎年一樣なりと即斷すべからざるも常事犯及風俗上の類事犯にして六月以下に係るもの、如きは其多數を占むるや疑なし、監獄則は囚人の心的健全に至大の關係を有するものなれば刑期の長短に隨ひ實際に適應するよう之を規定せざるべからず否らざれば前に掲げたる統計に徴するも大約八萬人の囚徒は短期刑の爲めに教誨的の惠與に浴せず刑罰の目的は威迫的痛苦を與るに過ぎざらんとす如何なる短期の囚徒にもせよ一回の教誨たも施さんか之を施さざる者よりも一層敗徳漢に化せざることは何人も首肯する所ならん、然れどもこの論決たる未だ俄かに満足を表する能はざる所にして更に考究を要すべき問題なり、囚人の遷善を企圖するに各市區々の方法を執るは統一を缺くものにしてまた各囚人の道義的能力の推定は之を律視すべからず既決囚が未決囚を惡化するが如く未決囚も亦既決囚を惡化するればなり今や佛國監獄の情

態たる規則の施行一轍に出てす教誨の注、入周匝ならす罪囚の類別嚴行せられず罪惡傳播の豫防を輕視せり、故に幾多の弊害は建築の完備して輪煥の宏壯なるに拘はらず巍然たる獄舎内に盤行せり、典獄等の語る所に依れば類別の法たる初に當りて完全なりと信じたるも今に至りて著しき有效を認めずと、彼等の支配せる監獄を視るに房内囚、顔然として惡風に傾き狀貌陳交語の通譯は隱密の間に於ては男監と女監と併置せる小監獄、如きは弊風益々浸染し甚しきは區畫の近接せるがゆへに男女互に聯想の欲情を挑發せしむるに至る會、男監女監の距離十分なるも男女共に未成年囚と成年囚とを類別せずこの區別たる前者と相距る管に一步の差のみ、千八百六十九年十二月三十一日議院の調査委員會に提出せられたる控訴院の答辭書に依れば地方監獄に於て拘禁する幼年囚は四百七人にして種々の罪名を有したりき、統計は其數を示さざるを以て幼年囚と特別監に拘禁せられたる他の幼年囚と幾人の混同あるやを知る能はず、地方監獄に於て如此罪名の差異あるにも拘

はらず之を混同して同種の監房に拘禁するは不法なり、法定上より云へばこの混同たる議院の投票を無視し法律の明文に背きたる處置にして徳義上より云へば想像の外なる悲劇を演ずるものと謂はざるを得ず、北方の一大都會に於ける勾置監には煙草稅則違犯を以て勾置せられたる十三歳の小女ありき其同房囚は市内の婦人連が齒ひせざる卑賤の囚徒なり、此監には他に特別監の設けありしも其裡には基督教會の宣教師たる一人の大姉が其小女に對して初等教育を授け居たり、佛國監獄の選善法が如何なる混亂を極めたりしか之をこの小女に徴して餘りあり、看守の一人は又語りて曰監房の狹隘を告ぐるときは之を看守の同室に誘き或は小女一人なるときは他囚の凌辱を加ふるの恐あるを以て之を附屬舎に臥寢せしむることありと、是れ明かに違法の取扱にして甚しき改換上の缺點なり男女長幼罪質の類別を絶對に主張するときは如此意外の誤弊に陥ることあり、亦一時の便法なりと謂ふは自家撞着の妄説なり、

之を外にしては地方監獄に於て猶ほ如何なる盡力を試みられたりしや、この事業に對する直接の二原動力は一は既に論じたる如く宗教にして一は即ち教育是なり、この重大なる問題につひては諸説紛然として起りたりしが、要は既に墮落したる人心を反正し悔悟又は希望に因て之を至善に遷らしむるに歸一せり、然れども如何なる學說も基督教の如く尊信歎服すべき論據を有したるものあるなし、刺説家たるマレーヌの小説史は反て高尚なる哲學よりも罪惡ある人心を匡正するに與力ありしものにして前代未聞の俗人の禁錮説と題したるは眞に宜べなりと謂ふべし、
巴里府を除くの外何れの自治區に於てもマリッジョセーフの大姉を女監より逐斥し僧侶の出入を禁止せんことを要望したるものなし、但だ教誨師が監獄内へ自由に出入することを厭ひ其教誨を施すに實業に利便なる方法を發見し熱心に其教誨を行はんことを希望したり、現今自治區に於ける府縣監獄の教誨たる其如何なる實況の裡にあるや本論に先ち忌憚なく叙述する所あらんとす、

地方監獄の數と官吏の數を比較すれば千八百六十九年十二月三十一日の調査によれば、監獄の數は四百二箇所にして之に對する教誨師の數は三百八十二人に於ては、一人の教誨師を以て爲さしめざるの定めなるを以て教誨師に於て二十二人の不足を生ずるの不足は種々の不都合を來し多數の囚人を有する大都會の監獄に於てすら其教誨師をして他監獄の職務を兼ねしめざるを得ざるに至る、斯る不備の組織と雖も教誨機關の組織なしと謂ふを得ざるも少數の佛國監獄の間には殆んど教誨事務の組織なしと謂ふも不可なからん

如此にして誰か管理上の責任を負ふものぞ、如何なる決心を有するものと雖も、外來の教誨師にして百五十乃至二百フランクの報酬額に甘じ熱心に其教化を爲すものあらんや、報酬の缺乏せる理由は官吏の無能と小監獄に於て少數の僧侶が動もすれば報酬の貴重なることを忘れ殊に外來の事情に苦み咎々其任務を放任するに因らずんばあらず地方監獄の中には未だ教會堂の設けなき箇所さへあ

り、囚徒の心性を陶冶するは教誨の本分なるにも拘はらず教誨堂の設さへなきに於ては其弊害なからんことを欲するも豈に得べけんや、教誨師が囚徒に於ける關係は私人的となり獄則の執行は奇怪なる困難に陥り教誨師は常に怠慢に流れ殆んど監獄を巡察するものなきに至らんとす、爲めに正當なる最上の管理權は無能に歸し教誨師に給與する補助金は無益となり宗教の本源は全く茲に休止せんとするに至るべし、如此状態は固より稀有のことにして府縣の監獄が概ね一人の教誨師を有したるは論に俟たず、

今や教誨事務は如何なる方法を以て施行せらるや、千八百四十一年の教誨法に依れば教誨は日曜教誨祭日教誨とし一週間に二回監獄を巡察し病囚は隨意とす、教育は一週間に一回とし兩者の規定は均一に出でざるものあり、西方の地方に於て特設置せられたる十二箇所の監獄に於ては日曜教誨と稱せず大半毎週の月曜日又は其他の日に施行し但だ異なる所は官吏に依て教誨せらるるを以て僧侶の少數なる監獄に於ては不得止宗旨上日曜

教誨のみを施し或は全監の信徒を同時に教誨堂に出席せしむる能はずまた一人の僧侶を特置せざるより往々教誨を廢することあり、管理者は其規定を遵守せしめんと欲し頑固なる決心を以て其勵行に着手するも毎週教育と云ひ定日教誨と云ひ其日毎々に行はるゝは殆んど難しとする所なり、是れ場所適當ならず官吏其人を得ざるに坐するものにして斯る教誨堂の設備は寧ろ無益にして團集せる信徒の風紀を墮落せしむるに至るべし、狹隘なる祭壇より成立したる教誨堂は暗淡たる廊下の一間に安置せられ囚を對立し相比肩したるま、説法せらるゝがゆへに教誨師の目は偷まれ易く口耳相罵し咳聲相繼ぐことあり、誰か知んや此狀況に顧みて教誨師が囚人を集むるに狐疑せざることを囚人相互の私語は如何なる場處に於てせらるゝか、休役の時間に際し運動場に於てせらるゝか、將た自から狐疑する所の教誨師が其説法を罵詈せられ愚弄せらるゝは就役の時間に際し工場に於てせらるゝか、工場は授業師の叱責する所なり、果哉この非行惡弊は教誨堂の裡に氾濫せらるゝにあらず

や、如何なる囚人も囚友の眉目手狀に映じたる戲弄笑諷に其心を奪はれたる場合に於て真心其説法を傾聴するものあるか、教誨師の多數が其巡法の効なきを歎じ日曜日の定日教誨に止むるに至りしは敢へて怪むに足らざるなり、彼等が一樣なる熱心を有し其職責に如何なる時間を貢獻せんとするも時に貧困に迫られ或は病魔に襲はれ其誓約したる忠勤を以て如此囚徒を改悟遷善せしめ得るとするか、是れ望むべくして得べからざるのことならん、本來地方監獄に於て類別法を嚴行せられざるが故に教誨師が囚人の心裡に注入せんと欲する所の改悟遷善の萌芽は常に敗徳漢たる囚人に戕殘せられ汚行の裡に其芳芽を滅却せられんとす、教誨師の保有は一時正路に迷ひて犯罪者の列に踏み入りたる無智なる未決囚に對し其心を慰諭するの惠原となり既に其初犯に對して改悟の念を生じたる未決囚を罪惡傳播の淵藪より救出することを得べし、墮落又は殘忍なる囚徒に對しては如何なる熱心を以てするも真心の悔悟の域に至らしむることは恐らく教誨師と雖も之を希むことを難

か所ならん、但如何なる兇惡の徒と雖も本來改悟せしむること能はざるにあらざるべしと雖も同囚の一人が發したる笑聲の一聲は滿堂の囚徒をして悉く其耳を聳せしめ人をして一日の説法何ぞやの敷を發せしむるに至る豈に豫め戒愼せざるべけんや、

宗教に次ぎ改過遷善に直接に原動力を有するものは教育是なり、蓋し教育の原理は凡庸なる理論の能く盡す所にあらざるを以て茲に之を説かざるべし、
若夫地方監獄の囚人が其出監の日に當り、初等教育の二三冊の教科書を與へ之を利得したるがゆへに下獄の期間中は全く教育を徒爲に消したる者と謂ふべからず、この原動力が地方監獄に於て如此微々として振はざるは其不幸を悲まざるを得ず、千八百六十九年に於て地方監獄の数は四百二箇所に於て教育を實施せし箇所は九箇所に過ぎず、監獄教育の容易に普及せざるは此に見ることを得べし、生徒には毫も授業の暇を假借するに及ばずと雖も未決囚の生徒の如き何等の束縛を加ふべき

ものあらざるを以て善意に教授點呼を爲さざるべからず、然れども彼等の大多數たる衷心教授を欲せざるも其拘禁の時間を教場に空過せすとの念慮を有するがゆへに教師の授業に際するや但だ筆を舞して字を記し聲を放て書を讀むに過ぎず修業に専心なるもの幾んど稀なり、生徒の撰擇たる既決囚に對しては短期囚たる禁錮三箇月以下の宣告を受けたる多數の部類を控除し未成年者よりも鋭敏なる能力を懷包する所の成年者に對しては其注入の時間を長くし刑期一年三月の部類に於て或る年齢を超へたる既決囚は一樣なる教育を授くるを得ざるを以て之を控除せざるべからず、故に生徒の数は自から少數に眼局せらるゝを怪むに足らず或る地方監獄に於て教師の数は一名乃至二名を超ゆるを許さず、故に管理者は其數を増さんと欲し益々其準備を完からしめたる趾なきにあらす、この觀察は果して其當を失せず、統計の示す所によれば何れの監獄に於ても同一なりと云ふを得ざるも多數の囚員を有する地方監獄に於て其教師を増加したるものあるを認むることを得べし、アリエ

一、ジュの縣に於ては三監獄に分屬せられたる三百七人の囚員に對し一名の教師を増し(千八百六十九年)アベイロンの縣は五監獄に分屬せられたる百十六人の囚員に對し一名を増しジェラールの縣は四監獄に分屬せられたる百六人の囚員に對し一名を増したり、一名の教師の熱心が少數の囚徒の上にて著明なる効力を及ぼすの手段なりとせば多數の囚員を有するブーシユ、ローヌ、ローヌ、デロンド、ノール等の如き縣監獄に於ても其割合を以て同様に教師を増置せざるべからず、況んやマルセイユ、リヨン、ポルドー、ツールの如き著しき多數の囚員を有する監獄に於て一人の教師を保せざるは默許すべからざるの缺點なり、巴里府に於ては五千人以上の囚員に對し二人の教師を置けり、ベルヂック及びオランダ國の如きも教師の設置は同じく困難なりと揚言せらるゝも佛國の監獄と同等の地位を有する監獄に於ては總て一名の教師を配屬せしめざるはなし、ベルヂックに於ては四十年以下の年齢にして六月以上の宣告を受けたる囚員に限りオランダに於ては四十五年以下三

月以上の宣告を受けたる縣員に限り義務的教育を施すものぞす、佛國府縣監獄に於て初等教育を普及せしめんには猶ほ幾多の計畫盡力を施さざるべからず、
地方監獄の教誨法に關する方法を論結するに臨み個人的慈善事業が囚人の改過遷善の事業に如何なる有力の保護を與へたるかを證せざるべからず、
曾て地方監獄が今日よりも一層不振の情況を呈し囚人の養成漸く鞏固ならんとして慈善家の喜捨を以て其費用に充てられたる巨額の資本を作成したる代に於ては慈善會、聽講會等の如き囚人の保護を目的として崛起たるもの尠からざりき、この慈善團體は往々迷信的信徒の助力に依りて成立せしを以て一時の流行にして之を永遠に持續する能はざりし、今日に在ても或分監獄の門前には號鐘を叩きし投賽函を掲げ通行人が鐘を鳴らし錢を投入する毎に一人の囚人はこの名も知れざる慈善家の爲め高聲に冥福を禱るの讚美歌を誦して監内を馳せ廻るものあり、慈善事業の漸く發達するに隨ひて是等の方法團體は殆んど衰連に傾くに至れり、二

三の會は今猶南方の地方に存在するも、其目的は囚徒の教誨訪問を主として慈善的範圍に於ては非常の干渉を爲すも獄則及紀律の問題には毫も關係せず、この範圍を超脱せざる所以のものは各監獄に於ける外國人の監房に對して形式的に一の慈善的機關の設けあることを誇る所の典獄に大恩人たるの觀念を懐かしむる能はざるを恐るればなり然れども個人的事業の援助なきときは常に廣大無限の慈善の下に監獄の光輝を放つ能はざるを以て其事業を失墮せざらしめんことに注意せざるべからず、都會に於て永年持續する所の監督教會の如きも時として囚徒の遷善を助くることあり、リールに於ては基督宗の夫婦に支配せらるる、監督教會が幼年囚に對して一の學校たり、如此は實際稀有にして孤立の姿なり、典獄も謙焉として語りし所なりしが、刑罰の道德的觀念が地方監獄に於て殆んど衰滅の裡に沈淪せんとする情態あることを見るに足れり。

○改正身分帳簿の記載に就て

豊野監獄事務官談

從來の囚人身分帳を廢して身分帳簿を制定せられ、これに就て少し思付いた事を述へておきたい此の身分帳簿は刑事被告人として收監すると同時に表紙の上段に入監年月日被告事件令狀發付の年月日及當該檢事判事の氏名を記入するので、其以後被告事件の審理の進むに従ひ豫審終結、公判移付、言渡と記入し豫審に對して抗告があれば其旨を備考欄に記載し又之に對する決定あれば其旨を記入するのである、要するに被告事件審理の顛末を明にするのであるから中途で或決定又は判決のある稀有の場合は様式に依らぬ事項を備考欄に記入するのである又上段様式にある順序を経ないもの即ち豫審を経ざるものとか、上訴せざるものとか云ふ様な者は其様式の年月日の白い部分に朱線を引いて其記入なきことを明にして置くのである、控訴をして他の監獄へ移送するときは控訴申立の年月日を記入し尙備考欄に何年何月何日控訴

裁判所所在地監獄へ押送に付したと記載するのである、而して身分帳は押送者に托し身柄と共に送付するのである、未決拘留日數を記入する欄を設けたのは未決中に經過した滞獄日數を知るの便を謀つたのであるから何年何月何日より何年何月何日に至るとしてある傍に期間中の日數を朱書して置けば一目瞭然で宜しかろうと思はれる、計算するのは合狀を執行された日を起算点とし判決確定の前日までの日數を計算して掲げたら宜い、其間に保釋責付とかで監獄から出た日があつても皆其日數を合算するのである尤も此の場合には其全日數の下に保釋責付の間に經過した日數を朱書したのが宜い即ち全日數の中何日間保釋責付と云ふことにした方が宜いと思ふ、それから下段の入監年月日以下は判決確定後記入すべきものであることは云ふまでもない、未決中監獄に入らずして確定後監獄に收監するときは上段に入監月日を記載するの要はないが其れとても豫審を経た事や上訴の申立年月日第一審第二審の判決年月日等分明なる限りは記入して置くが宜いと思ふ、刑期の起算日

は新刑法では判決確定の日より起算することになつて居るから殊更に刑期起算日と判決確定年月日とを記入する欄を設けなくも宜いと云ふ疑が起るかも知れぬが之は監獄に拘留せられすして判決の確定する場合を豫想したのである、監獄に入らぬ日數は刑期に算入せぬから其場合には確定の日と起算の日と一致せぬのである監獄に還入らぬ前に確定したときには確定したからと云つても其日を起算点として刑期を經過せしむべきでない故に普通多くの場合は確定の日と起算の日とは同一であるうけれども以上述べた場合の如き一致せぬことがある、それで判決確定年月日と刑期起算日との二欄を置いたのである、刑期終了年月日は満期の日であることは申すまでもない、次に前科としてある下の欄の前に二本縦に線があるが之は事實を云へば原書にはないのである、印刷の際誤植したのであるが去りて有つても別に障にもならぬから訂正もしなかつたのである、監獄で調製する時は削つて宜いのである而して前科は身上票の記載例にある通り詳に記載すべきであるが欄が狭くて

記入し盡せぬだけ犯数の多いものには最近の前科に就て罪名刑名刑期言渡裁判所言渡年月日執行監獄名を記載し其他の前科に就ては罪名刑名刑期を記載し詳細のことは身上票に譲つても宜いと思ふ典獄第一課長主任と捺印するのは従前と異なることなく表紙の刑期を計算し刑期終了の年月日を知り得たならば主任者は速に放免簿に記入したる上表紙に捺印し第一課長に提出し第一課長は之を調査し違算なく誤記なきを認め放免簿に捺印すると共に表紙に捺印し而る後典獄に提出し典獄亦夫々調査して誤謬なきを確認し捺印したる上主任者へ返付するのである、表紙の裏面に編綴順序が示してある此の順序は變更することは出来ぬが編綴書類は茲に列記してあるばかりでなく編綴に關するものは編綴するのである編綴したならば編綴順序十以下へ順を追ふて書類の名を記載するのである。

身上票は夫々記載が示してあるから判明であるが、事實を云へば身上票が名籍原簿に代用し得るのであると云つても宜いので之を繕は身上關係狀録の欄外にでも押捺して置くが便利であらうと思ふ。

○感化救濟事業講習會の開會

既報の如く内務省にて開催せる感化救濟事業講習會は麴町區五丁目國學院大學内の講堂を以て充つることとなり九月一日開會式を挙げたり席上床次地方局長は簡單に開會の趣旨を述べ次に平田内務大臣の訓示演説あり、それより井上參事官の學科に關する注意及講師を紹介し中川書記官は同會事業の範圍及講習生の如何なる階級種類の人なるかを紹介し同日は其れにて閉會せり同日内務大臣の訓示演説の要領左の如し

内務大臣の訓示演説

此度内務省に於て始めて感化救濟事業の講習會を開くことになりましたが、全国各地から斯く多數の篤志家の會合せられたのは自分に於ても誠に満足に耐へぬ次第であります

一 此感化事業なり救濟事業は唯だ仁惠的に一個人を救ひ又は恤むといふの目的に止まるものではありませぬ、此等の人を能く教へ能く導きまして人の人たる道を履しめ國家の良民たらしめんと力むる所の事業であります、抑も不肖少年や無職の人々や頼りなき兒童などを能く訓へ能く導き、又之に職を與へ業を

は知悉し得る様にしたいので成るべく形式を避け、事實を描きたいのである、而して身上票は警察に照會すると否とに拘はらず總て調査し作成するのである若し此の身上票を警察其の他へ廻付して調査せしむるときは従前の通り調査の回答を同時に返戻して貰ふことにするが宜しからう。

作業表も大分記載事項が矢筈敷なつたが茲で一言して置くのは轉役は猥りにすへきでない又従前官の都合に依り轉役と書いたのがあつたが官の都合と云ふことは何等の意味か判らぬ假令は受負業の廢止に伴つて他の業に就けたもの杯は官の都合には違ひないが其場合は事實其まゝに受負業の廢止に依つて變更したと云ふことを明に書かねばならぬ。

行狀録の査定は取扱例に示してある通りであるが多數の囚人であるから一字一句を吟味する事は容易でないから豫め標準を作つて置いて之に甲と乙とか符號を付して記入文に代へても宜いと思ふ若し其方法を取るときは甲とは斯々の者乙とは斯々の者と云ふ工合に其標準は直に見易きように行

授くるのは何の爲であるかといふに一人でも多く有用の人間を造り、一人でも多く自營の良民と爲して社會の利益國民の經濟を進めんとするのであります、されば此事業は單に一人一己の救濟事業ではなくて寧ろ世の公公益を理想とすべき重大な事業であるに信するのであります

先づ即今の急務たる感化事業に就ていへば近頃泰西諸國に於ては何れも感化事業に其力を注ぎつゝあり、英國の如きは既に二百有餘の感化院を設けて浮浪恣情の兒童をば悉く之に收容し其數も現に二萬六千人の多きに上りて若々調化の實を擧げて居る又感化船を設けて不肖少年を訓會し海員水夫の養成も圖つて居る、先にトランスプアール大戦の際此感化教育を受けた者も少なくなかつたといふ、それから加奈陀にも不肖少年を送て其處では農業的訓會を施して居るが、是も非常に好結果を收めて居るといふ事である、斯様に英國では感化事業に力を致した結果在監の囚徒も僅に一萬餘人に過ぎぬといふ事實である、是を見ても訓會の方法如何に依ては不肖少年を化して有用の人間と爲すといふ業は決して出来難い事ではないと信する、ところで我國の現状では果して如何三十三年に感化法は發布せられたが今日迄此法律を實施せるものは僅かに數縣に過ぎぬといふ風で之を全國より觀ると其設備は極端に不十分である、然るに不肖少年は最近の調査に依ると殆んど五萬人の多きに上つて居る是等は不肖少年は何れも其儘に放任して置くときは犯罪の原子ともなり、世間に害惡を流すもので一日も棄て置くことは出来ぬ一般感化救濟の事業に就ては泰西諸國でも屢々萬國會議を開い

て其方法を研究しつゝあるは諸君の既に知らるゝ通りである、是は尤も有益なる救済事業は如何にせばよきか、如何なる方法が最も有効なるか、慈善事業は如何なるものであるかを討議するのである、近來貧民を救ふ方法に就ても非常に工夫を盡されてある、然して既に饑寒に陥るの後に於て之を救はんよりは其未だ饑寒に陥らざるの前に於て之を救ふに如かのであるれば此目的を以て労働紹介場、幼児保育場、施療病院、職工保護事業、貯蓄奨励事業、産業組合、矯風會、青年會、婦人會、公開講演會、簡易圖書館、巡回文庫、兒童俱樂部、住居改良事業、營養品供給事業等を始め、延いては都市農村の改良問題にまで亘つてあらゆる方面に其經營を進められて居る、故に其本意とする處は一時の施與問題にあらず又一部の救恤問題にあらず、常に永遠の利益全般の公益如何を考へ著々其歩を進めて居る點に最も着眼すべき事と思ふ、各國現時の趨勢は一人にても多く善良有力の國民を作ると云ふことを以て其國の誇りとする所である、さて我國に於ても慈善救済の事は古くから行はれ、殊に皇室に於かせられても深く大御心を注がれ給ふことは申すも畏き次第である、又曩には英照皇太后の御崩御遊ばされた際にも慈善資金として凡そ四拾萬圓を御下賜相成りたるが各府縣に於て之を基金として毎年蓄積を御下賜相成りたるが各府縣に於て百萬圓に達して居る、皇室の御下賜金が甚で各地方に一種の慈善資金が出来て居るのは目出度いことである、雖も有難いことである、西洋諸國でも其例を見ざる處である、されば今日此恩典を蒙つて居る我々國民一同は救済事業の經營に就ては最善の方法を盡

すといふ事に最も心を注がれば爲らぬ、民間にても既に生業の扶助、貧民の施療貧兒孤兒の養育、盲啞白痴の教育子守下婢の訓育、職工徒弟の養成等漸次各地にも經營せられて其著るしきもので現に二百有餘に上つて居る、而して世には左程知られては居らぬが甚だ篤士なものもある、水澤の寺院には戒煙の講習會や兒童の運動會がある、岡山には還曆の記念に徒弟學校を造つた人がある、長野縣には子守教育の爲に死する際に遺贈をした婦人がある、大地主豪農が自營の農園を以て小作人の爲に俱樂部の果樹園と爲し、又地主の一家父子兄弟が小農の爲に貯蓄組合の世話をするものも見た、又篤志者が産婦組合を設けて村の風儀を一變し皆相應の貯蓄を有して居る實例も随分少くない殊に外國人の篤志で出来て居る施療病院、癩病院、保育場などがあるが是は實に同情に富んだ話で感謝に耐ふべし、我同胞には手の行届かぬのは遺憾の極と云はればならぬ、殊に數多の中に於ては改善を要するものが随分少からん事と思はるゝのである、今回の講習會に即ち此必要に促されて愛に其開會を見るに至つたわけであるが、感化といひ、救済といひ、なか／＼容易の事業ではない、單に救恤を旨として自營の方法を授けざる時は其結果は或は惰民助成といふことにならぬとも限らぬ、夫れ故其施設の方法に就ては事前に充分の注意が拂ふことが極めて肝要である、殊に此種の事業は任に營る人の性格如何が非常に關係を持って居るわけであるから先づ自己の品性を修養して自然に人と化すといふ事が大切である、其邊に就ては最も注意の上に注意を願ひ度いのである、尙茲に特に注意したきは近年地方に於て

も都市農村の改良、地方自治の發達を目的とする諸團體を始め、青年會、矯風會、産業組合、貯蓄組合等が漸次盛況を呈するに至つた一事である、是等は共同一致の力に依り又相互救済の事業に依て風俗の改善を圖り勤儉を奨励するので、言はば地方が自新自營の道に依て社會改良の方法を講ずるのであつて其普及は最も認む處である、依て今回は殊に自活事業、貯蓄の事業、組合の事業に就ても特に當業者の講話を煩はすこととした、感化救済の事業は其範圍も甚だ廣く、其方面も極めて多趣である、其道方に依ては國民の精神と活力とに至大の關係を及ぼす事である、依て諸君は充分に研究を重ね、最も有効適切に新業の發展を期せられん事を深く切望に堪えぬのであります。

○感化事業参考品の陳列

別項内務省に於て開催せる感化救済事業講習會出席者の爲めに同省内に同事業参考品を陳列し普く全國に於ける同事業の範圍施設の一斑を知らしむることとしたるが獨り感化救済の事業のみならず地方の自治行政若くは風俗矯正上殊に有益なるもの少からず貧民を復興したる事蹟貧民を改善したる事例、明君賢主の民政に苦心したる遺蹟、中外公共事業に關する諸般の範例を寫真に圖解に又は寫實的に説明を付したるものにて就中生徒の手工

品にして岐阜清水育兒院の團扇、秋田陶育院の柄杓、綿絲綢、徳山女學校の眞綿、染綿、香川縣海南善々會の團扇、割骨、紙函、横須賀下士家族共勵會の海軍服、新潟市下女學校の毛糸細工、東京鮫ヶ橋小學校、東京玉姫小學校の毛糸編物細工、下總成田感化院の竹籠細工、秋田保育院の蔓細工、神奈川感化院の陶器、模範村として有名なる三重縣王龍村の鉋屑細工は巧妙優美にして其他静岡縣藤枝の日掛講、新潟の積善組合、高崎の子守學校及秋田の感恩講は特に模範とすべきものにて日掛講は十戸乃至二十戸を以て一組とし外部より透見する金網の集金箱を隣家より隣家へ廻はして掛金を集むるものなり、積善組合は新潟市を中心とし二十の代理事務所を縣内各地に設けて組合員の貯蓄奨励、災害の救助をなし又一般慈善の事業を行ふものにして組合員二萬七千積立金二十七萬五千圓あり子守學校は群馬縣高崎の長松寺住職山端息耕氏の創立に係り子守を訓育するを目的とするものにて「壹圓の遺ひ方」「高崎童話」「端書綴」其他生徒の出品あり秋田感恩講は文政十二年に時の藩主佐

竹義厚の保護の下に用達人那波三郎右衛門發起となりて設置せられたる救済組合にして今日に至るまで七十年間救済したる貧民四百餘萬の多きに達し所屬倉庫に現に貯蓄せる米は二十萬圓に餘れりと云、其他皆啞生の手に成れる製作品等なか／＼に巧なるものありて救済を目的とする事業には最好の参考品たるへし

○出獄人保護事業講習會

本會に於て開催する出獄人保護事業講習會は其後續々聴講希望者ありて現に六十名の多きに達し當初豫定の三十名を倍加したる割合なるか斯く豫定人員に倍加するに至りたるは本會の光榮とする所なるのみならず同事業の重要視せらるゝの徴候と見るを得へし而して現在申込ある人々の階級は同事業に關係せる人の大部分なるは勿論なるも監獄の教誨師看守長教師の職に在る人の出席希望者も少からず或は此の勢にては豫定の一週日を二三日間延期し此上にも聴講者を満足せしめたとの希望なきにあらざるも其點は未だ決定に至らず

○女教誨師講習所開所式

女囚を教養するには女性の教誨師を以て之に當らしむるを可なりとすとの議は其筋に起り本願寺へ交渉中なりしか本願寺も之に賛同を表し鋭意其希望者を募集し愈本月一日を以て之れが開所式を行へり式場は本派佛教大學講堂階上にして當日來賓として京都地方裁判所所長代理田中判事、瀧川檢事正、高木京都府事務官、木名瀬田中田村の三典獄其他市長代理女學校長等臨席し本山側よりは梅上總監、大洲執行、赤松理事長を始め後藤會計部長本多贊事長蘭田佛教大學長其他要路の諸氏列席し席定まるや佛前に立禮奏樂「君が代」の合唱ありて次に梅上總監の告示、來賓瀧川高木木名瀬三氏の演説ありて最後に講習生總代の答辭ありて式を終り梅上總監告示の大意左の如し

本日此に來賓各位の臨席を辱ふし監獄女教誨師講習所開所式を擧ぐるを得たるは本職の大に光榮とする所なり、抑も本派が監獄教誨に力を致すこと明治の初年に始まり此に經營約四十年、政

府當局の所見また教誨を重視せらるゝや久く、今や全國の罪囚佛陀慈愛の光明に浴せざる無く實績昭々として見るべきあり實に是れ盛世の恩澤なり、然るに刑事政策の改良は益々其歩を進め監獄設備の完全愈々企圖せらるゝに及び、女教誨師の必要本省に認められ本派本山また意見を一にする所あり、乃はち本所の開設を見るに至る、蓋し本邦監獄教誨史上の一紀元たり、思ふに感化の事やもこれ至難偉大の人格に非ずんば以て當るべからず況んや女囚の教へ難き更に一層なるに於てをや女性を以て女性に臨む其の利便は則ち有り其威嚴に至りては則ち難し、殊に我國の女性を視る未だ重からず、僅に一二の官廳に任用するありと雖も罪囚教誨の如き重職に充てんとするは眞に嚆矢たり、本邦女性の試金石として江湖の注目する所となれるは亦宜ならずや、此時に方りて本所を開く本所講習の結果如何は廣く本邦女性の眞價に關す、講習生たらんとするもの此に深大の自信なくんばあるべからず、希くば諸子常に深く之を思へ、謹て來賓

○指紋分類に關する講習會

各位の貴臨を謝し併せて開所に際し諸子に一言を寄す

累犯者發見の方法として指紋を一定の用紙に押捺せしめ分類保存し入監者ある毎に索引對照することとせんとは本年典獄會議の際既に其議熟し爾來本省に於て研究中なりしが愈之を實行するには監獄當局者に其方法を會得せしむるの必要あるを以て先頭谷田參事官九州へ出張の序を以て隨行員白井屬と共に本十六日より三日間熊本に於て附近監獄職員に教示する處あり歸途白井屬は廣島大阪に立寄り各控訴院管内監獄職員を會し教示する筈又小山監獄局長は同日より名古屋監獄に於て名古屋控訴院管内の監獄職員に教示する所あり眞木事務官は北海道へ出張の序を以て宮城監獄に於て附近監獄職員に教示し北海道にては札幌其他到る所に於て教示する筈なり東京附近監獄職員の爲めには本月二十四日より三日間司法省内に講習會を開く事となり二十四日には平沼民刑局長小山監獄局長の

指紋に關する理論指紋分類に關する注意及指紋用紙排列の方法等に就て演説あり二十四、二十五の兩日は實習として大場參事官豊野事務官専ら教示の任に當る筈にて講習時間は三日間を通じ十二時間なり講習員は東京控訴院管內監獄及裁判所檢察事局より看守長書記各一名司法省にては監獄局民刑局其他勤務の司法屬二十餘名外に警視廳より警部屬二十五名警保局より内務屬二三名の會同ある筈なれば八十名内外ならんとの事なり因に熊本名古屋其他出張地にても監獄職員の外裁判所檢察局及警察署職員の傍聽數十名ありしと云

○臺灣の典獄議會

本月十日より臺北俱樂部に於て典獄會議を開き議長は山田總務局長理事は手島法務課長之に當り注意事項二十項諮問事項六項及典獄より提出する協議事項に就き議了せし由にて今回の會議は新刑法及監獄令の實施上必要なる事項に説明を與るを主眼とする者にて從來のものは多少趣を異にし恰も今年内地に於ける典獄會議に髣髴たる者なりと

○臺灣監獄令及同施行規則の發表

臺灣監獄令同施行規則は客月下旬律令府令を以て夫々發表せられたるが大體に於ては内地の監獄法同施行規則と異なるなく監獄令に於ては同島人又は清國人男子の辨髮を有せしめ衛生上其他種種の事情ある場合に限り剪剃せしむること勞役場留置の者に關し二三例外規定あるのみ施行規則亦監獄令に伴ひ二三の例外あるも略内地の施行規則と同一にて獨居拘禁の順位に多少の變更あるに過ぎざるが如し

○警察留置場は勞役場に

代用し得るか

警察留置場は監獄に代用し得ることは監獄法第一條末項に規定しあるも勞役場に代用し得るや監獄法第八條には前五條の規定は之を勞役場に準用すどありて第三條以下の事項に就て準用しあるも留置場を代用するの規定なきを以て代用し得ざるやとの疑を抱かるゝ向あるも前號に報導せし典獄會

同の質疑會に於て答辯ありたる如く監獄法第九條中本法中別段の規定あるものを除く外懲役囚に適用すべき規定は勞役場留置の言渡を受けたる者に之を準用すどあるを以て懲役囚を拘禁し得る場所には勞役場留置の言渡を受けたる者を拘禁し得るものなりと云

○舊法に依りて處斷されたる受刑者の刑期計算に就て

舊刑法に依り處斷せられたる者の刑期計算は新刑法施行の結果變動するや疑を抱かるゝ向少からず其疑の起因を調ふるに刑法施行法第十三條に刑法施行後は舊刑法又は舊刑法施行前の法令の刑に處せられたる者と雖も刑の執行……に付ては刑法の規定を準用すどあり而して同條末項には舊刑法の刑に處せられたる者の刑法施行前に於ける時効期間の起算及び時効の中斷に付ては期滿免除に關する規定に従ふとありて舊刑法の準用せらるゝ場合は特に規定せるを以て特別の規定なく寧ろ反對に刑法の執行は當然新法に依つて支配さるゝものな

○身分帳簿表紙の紙質に就て

囚人身分帳は廢せられ身分帳簿なるものを設られたるが其用紙の紙質に就ては別に通達せられざるも其筋の意見にては身分帳簿なるものは種々の書を編綴して一部を成すものなるが故に表紙は堅牢なる硬質のものを用ゆる筈にて合貼りの厚紙又は鳥子紙等可ならん編綴すべきものにして規定の書類は美濃紙其他の書類は實際往復せしものを編綴するは勿論なりと云

質 疑

刑法及刑法施行法に關し各裁判所又は検事局よりの質議に對し民
刑局長より回答せられたるもの、中主要なるものを左に摘載する
こととせり

一、問 改正刑法に依り罰金刑の言渡を受確定後
執行の爲め納入告知書發付中又は執達吏に於
て財産差押中犯人死亡したる場合の處理方左
の兩説あり何れを適當とするや

(甲) 刑法附則は消滅し刑法施行法其他の法律に
明文なしと雖も犯人身死するときは是迄と同
しく徴收せず消滅の取計を爲すべきものとす
(乙) 刑は一身に止まるものと雖も罰金は民事の
規則に依り財産に對し徴收するを得るものな
るに付き遺産ある場合に於ては其の遺産に對
し徴收し相続人が相続の單純承認を爲したる
ときは其相続人に對し徴收することを得
答 罰金又は追徴金徴收の判決確定したるとき
は國庫は之を其財産より徴收する權利を取得

するのみならず罰金、追徴金の如きは犯人の
一身に專屬すべきものにあらざるが故に犯人
の死亡したるときと雖も刑法施行法第五十條
第三項、非訟事件手續法第二百八條により民
事訴訟法の規定に依り其相続財産より徴收す
ることを得るものとす

二、問 前項の被告人死亡せずして隠居を爲した
るときは如何

答 隠居の場合亦前項に同じ
三、問 追徴金の言渡を受け確定後犯人死亡又は
隠居したるときは前二項と同一なりや又は異
なる處ありや

答 前段貴見の通り

四、問 第七條第一項「其他の職員」中には通信事
務員、執達吏代理者、廷丁、中小學校長及同
校教師等を包含し雇員は包含せざるや
答 雇員は公務員に非ず但し法令に於て公務に
従事することを定めたる者は公務員と認むべ
きものと思考す例へば明治三十四年勅令第七
號、同三十年勅令第百十號第七條に定むるも

の、如し
通信事務員は普通の雇員と同一なり
執達吏代理者は公務員と認むるを得ず
廷丁、中小學校長及同校教師は公務員なり

五、問 第十八條第一項罰金を併科する場合には
一罪毎に一日以上一年以下の範圍内に於て留
置期間を定めて言渡を爲し其合算期間一年を
超過するも差支へなきや

答 貴見の通り

六、問 「第二十一條」未決拘留日数を刑期に算入
するは原則として被告人の故意又は過失に依
らずして延長したる拘留日数の部分に限るも
のとし隨て上訴中の拘留日数の如きも裁判所
の都合に依り特に長日数を費したるに非らざ
る限りは畧現行刑法の如く上訴理由の有無に
依り算入と否とを區別する儀と心得然るべき
や

答 貴見の通り

八、問 「第四十七條」例は(イ)懲役十年以下の罪
と禁錮三年以下の罪の併合罪(ロ)禁錮十年以
下の罪と懲役三年以下の罪の併合罪の場合に
於て本條但書の合算額は第十條第一項但書の
例に準じ(イ)は懲役十一年六ヶ月(ロ)禁錮十
五年と解し可然哉

答 被告人の故意又は過失に依らずして延長し
たる拘留日数の部分に限るものに非ず從て上
訴中の拘留日数の如きも上訴理由の有無のみ

答 各罪に付き定めたる刑の長期を其儘に合算
したるものに超ゆることを得ざるの趣旨にし
て第十條第一項但書の比例を茲に適用するべ

に依り判定すべきものにあらずして被告事件
の模様被告人の性質其他諸般の事情をも斟酌
するを要するものとす

七、問 「第二十五條」本法第二百五十六條第二項
森林法第八十條の如く懲役罰金を併科する罪
に付ては現行法の解釋としては執行猶豫を興
ふることを得但罰金の執行は之を猶豫せざる
こととなり居るが本法第二十七條の規定が全
然現制を改めたるも尙右解釋には變動を及ば
ざるや

とを得ず即ち設例(イ)は懲役十三年(ロ)は禁錮十三年なり

九、問 「第五十條」本條は次條但書末段の制限内に於て宣告するを要するや將た之に拘はらず處斷し檢事に於て該制限に依り執行するを要するや

答 後段御見込の通

一〇、問 「第五十一條」例は(イ)十年以下の懲役と十年以下の禁錮の範圍内に於て各十年づゝ處斷ありたる場合(ロ)禁錮十年以下の範圍内に於ける十年懲役三年以下の範圍内に於ける三年の處斷ありたる場合に於て本條の適用は第十條第一項但書の例に準じ(イ)は全部併せて之を執行し(ロ)は禁錮十年と懲役二年六ヶ月を執行すべきものと解し然るべきや

答 改正刑法第十條第一項但書の比例を適要するを得ず即ち設例(イ)は懲役十年と禁錮五年(ロ)は禁錮十年と懲役三年を執行すべきものとす

一一、問 「第五十六條」改正刑法には現行刑法第

九十六條の如き規定なきも初犯の罪陸海軍裁判所に於て判決を経たるも常律に従て處斷したるものなるときは再犯として處分すべきや

答 改正陸軍刑法及海軍刑法には改正刑法第八條に依り普通刑法の總則を適用すべきが故に陸海軍軍法會議に於て判決を経たる新法の罪は軍刑法なるも普通刑法の罪なることを問はず再犯の條件たるものとす

一二、問 「第五十八條第一項」加重すべき刑を定むとあるは決定正文に刑期を根底より更正して言渡すにあらずして追加の刑期のみを言渡すべき意味なりや

答 刑期を根底より更正して言渡す可きものなり

一三、問 「第五十八條第一項」裁判確定後再犯なることを發見したる場合に於ては情狀其必要なしとして加重せざるも可なりや將た幾分にも必らず加重せざるへからざるや

答 後段御見込の通

一四、問 「第五十八條第二項」加重決定の言渡又は其確定が懲役執行終了後となるも檢事が再犯者なることを發見したるものが執行中なるときは加重決定は有效なりや將た執行中發見のみならず裁判所に加重決定の請求を爲すに非らざれば加重することを得ざるや

答 前段御見込の通

一五、問 「第八十五條第八十六條」賭房給與者は給與の常習あると否とに拘はらず給與を受けたる賭博者の常習あると否とに依り第八十五條又は第八十六條の從犯を構成するや

答 改正刑法第八十六條に於て賭博の常習者を重く處罰するは常習者たる身分あるに因るものなるを以て常習は身分に因る加重なり從て此等に賭房を給與したる者は第六十五條第二項に依り通常刑たる第八十五條の刑に照して減輕すべきものとす而して賭房給與者の常習なると否とに關係なしとす但し常習的賭房給與者は第八十六條第二項に依り處分す

べき場合多かる可し

一六、問 「刑法施行法第十七條」本條は當分の内缺席判決未確定の刑の時效を認め其期間經過の效力は現制の如く刑の言渡確定し其刑若し懲役なるときは再犯加重の基礎となり得るの趣旨なりや

答 刑法施行法第十七條は時効期間經過に因り刑の言渡確定することを認めたるものに非ず

一七、問 「第十三條第一項」刑法施行前の判決施行後に確定せしときは其刑期は確定の日より起算すべきや將た宣告の日より起算すべきや

答 後段御見込の通

一八、問 「第五十條」罰金の言渡を受けたる犯人納付前に死亡したるときは遺産あるも徴收することを得ざるや且つ強制執行中と雖も執行を止むべきものなりや

答 四十一年八月二十二日^{刑民}甲第一二五號回答の趣旨に依り御了知相成度候

一九、問 刑法と他の法律との關係に付左の場合

に於て適用上疑義を生ず此種の關係を有する特別法規尙は數多あれども煩を避け茲に異例二三を掲ぐるのみ

(一) 遺失物法(明治三十二年法律第八十七號)第十六條と刑法第二百五十四條との關係

(二) 阿片法(明治三十年法律第二十七號)第九條と第三百三十條との關係

(三) 商標法(明治三十二年法律第三十八號)第十五條並に行政裁判官懲戒令(明治三十二年勅令第三五四號)第三十條と刑法第六十九條との關係

(四) 富鐵買賣等處分方(明治十五年布告第二十五號)と刑法との關係

答 (一) 遺失物法第十六條は刑法第二百五十四條に因り消滅するものとす

(二) 一は阿片に關し一は阿片煙に關す兩者其目的物を異にするが故に互に關係なし

(三) 商標法第十五條並に行政裁判所長官評定官懲戒令第三十條は共に刑法第六十九條乃至百七十一條に因り消滅するものとす

(四) 明治十五年布告第二十五號富鐵買賣處

分方第一條及第二條は刑法第八十七條の直接の關係に因り消滅するものとす而して尙ほ第三條以下は何れも其附隨事項に屬するを以て主たる規定の消滅に因り自然消滅す要之同布告は全部消滅するものとす

二〇、問 施行法第二十二條の「刑法中其規定に相當する規定」とは規定名稱及内容事項の異同を問はざる意義なるか例へば特別法に再犯加重又は數罪併發の例を用ゐずとあるは即ち刑法の累犯又は併合罪の例を用ゐずと變更せられたるものと心得可然哉

答 御見込の通

二一、問 刑法第二十五條に附加刑(沒收)は主刑と共に猶豫すべきや否やの規定なし蓋し執行猶豫の効果として全然刑の言渡の效力を失はしむるものとするの主義より論ずれば附加刑は主刑に隨伴して猶豫せらるべきものと解釋するを當然とす換言すれば明治三十八年法律第七十號刑の執行猶豫現則には特に「附加刑亦其執行を猶豫す但沒收は此限にあらす」と

規定あるも之れ畢竟執行免除主義に出でたる法律なれば他の理由を以て刑の一部たる沒收のみ執行を爲すも敢て妨げずと云ふに在るべしと雖も改正刑法は判決消滅主義の規定なるを以て沒收執行の爲め刑の一部を確定せしむることを許さざるものなりと心得可然哉

答 刑法第二十五條に依れば執行を猶豫せらるべき刑は懲役又は禁錮に限らる從て沒收は猶豫せられたる懲役又は禁錮が期間經過に因り效力を失ふも沒收は其效力を失ふことなし

二二、問 刑法第三十四條第二項に罰金科料の時効は執行行為を爲すに因り中斷すとあり而して分納は第十八條第六項の精神上認められたる適法の執行行為の一なるを以て刑法施行後に於て爲さしむる分納は施行前に言渡したる主刑罰金なると施行後に言渡したる罰金を問はず時効中斷の效を生ずと解釋し可然哉

答 御見込の通

二三、問 刑法第一百五條に「之を罰せず」とあるは

總則の犯罪不成立の場合に於ける規定と其用語を同ふするを以て即ち犯罪不成立の意義なりと解釋し可然哉果して然りとせば本條規定の親族を教唆又は幫助して此種の罪を犯さしめたる場合は常に之を處罰すること能はざるの結果を見るべし依て質疑す

答 刑法第一百五條に「之を罰せず」とは犯罪不成立の意義にあらすして親族に限り刑罰なきことを表はしたるものなり故に親族を教唆し又は幫助して本罪を犯さしめたる者は刑罰を免るゝこと能はず

二四、問 「第十八條第四項」勞役場留置の執行を爲すには言渡の謄本又は抄本に依り被告人を監獄に引致せしむるを要するや將た逮捕狀を發すべきや

答 勞役場留置の執行を爲すには言渡の謄本又は抄本を添付したる檢事の命令書を以てす可きものとす

二五、問 「第十九條」本條に所謂「物」の中には不動産も包含すと解し然るべきや

答 必ずしも動産に限るべきものに非ず例へば外患罪に於て敵國に倉庫等を供與したる場合に没收の目的物と爲ることあるべし

二六、問 「第二十三條」確定後或日數拘禁せられざりし場合及刑執行猶豫中なりしも取消されたる場合の如き總て確定の日より起算し不拘禁日數を計算し延長すべきものなりや將た不拘禁日數丈を先づ控除して執行の爲め拘禁したる日より刑期を起算すべきものなりや(問年と否とに依り其結果に一日の差違を生ずるを以てなり)

答 後段御見込の通

二七、問 「第三十六條、第三十七條、第四十三條、第八十條、第七十條、第七十三條」此等の諸條に掲ぐる免除は無罪に比し其性質を異にするも其効果は何等の差違なきものと心得可然哉

答 刑の免除は犯罪行爲は之を認むるも刑罰を科せず無罪は犯罪行爲をも認めざるの差ありと雖も何れも刑罰權に關する請求の存在を否

認するものなるを以て其言渡の効果に付ては何等の差異なきものとす

二八、問 「第四十六條第二項」無期懲役と併科する罰金の言渡にも不納の場合に於ける勞役場留置期間の言渡の必要ありや
答 無期懲役と併科する罰金に付ても勞役場留置期間を定め之を言渡す可きものなり而して其言渡は懲役刑の執行前に於て之を執行することを得べく然らざるときと雖も懲役刑に對し恩赦又は假出獄の處分ありたる場合等に於て其必要あるべし

二九、問 「第五十六條第三項」本項の所謂「併合罪」中には第五十四條の場合も包含するや

答 第五十六條第三項の併合罪中には第五十四條の場合を包含せず

三〇、問 「第五十六條第三項」本項の「懲役に處すべき罪」の中には懲役又は禁錮罰金等の選擇刑を科したる罪をも包含するや
答 併合罪に處せられたる者其併合罪中懲役又は禁錮其他の選擇刑を科すべきものある場合

に於て其罪に付懲役に處すべきものなることを判決に於て認めたるときに非ざれば他日再犯ありたる場合に於て第五十六條第三項を適用することを得ず

三一、問 「第五十六條第二項」代理人は法律上代理人に限るや將た委任代理人をも包含するや
答 第五十六條第二項の代理人中には委任代理人をも包含す

三二、問 刑の執行を猶豫せられたる者没收の附加刑あるときは没收の執行をも併せて猶豫せらるべきや(刑法二十五條三十八年法律七十七號刑の執行猶豫に關する法律第二條後段)
答 懲役又は禁錮の刑のみ執行を猶豫せられ没收は猶豫せらるることなし

三三、問 明治三十八年法律第七十號に依り刑の執行猶豫の言渡を受け仍ほ猶豫の期間を経過せざるを以て刑法執行法第五十八條の適用を受け刑法に依り刑の執行猶豫の言渡を受けたるものと看做さるゝ者が其猶豫の言渡前に犯したる他の罪に付き舊刑法の禁錮以上の刑に

處せられたるときは刑法施行法第三條の例に依り主刑の對照を爲し刑法の禁錮以上の刑に處せられたるものと看做し刑法第二十六條第二號の場合に該當するものとして刑の執行猶豫の言渡を取消すべきものなるや又は刑法の禁錮以上の刑に處せられたるものと看做さず隨ひて刑法第二十六條第二號の場合に該當せずとして刑の執行猶豫の言渡を取消すべきものに非ざるや

答 第三項前段貴見の通

三四、問 刑法施行後施行前の犯罪に舊刑法を適用する場合に刑名は尙舊刑法の刑名を用ふべきや
答 御見込の通

三五、問 刑法施行法第十九條乃至第二十三條は刑法施行後の犯罪のみに付ての規定にして施行前の犯罪に適用することを得ざるや
答 刑法施行法第十九條乃至第二十三條に依り刑法以外の刑罰法規の定むる刑にして其刑期金額に變更を來さざる場合は刑法施行前の犯

罪に付ては犯罪當時の法律を適用して其刑を言渡すべきものなるも其刑期金額に變更を來す場合は新舊二法を比照し輕きものを適用するが故に刑法施行前の犯罪に付ても刑法を適用する場合あり

三六、問 若し第一の如く舊刑法の刑名を用ふべきものとせば施行法第九條の如き場合には刑法施行前の強盜罪と施行後の他人の印章偽造罪と併發したるとき十二年の科料を相當と認むるときは輕懲役十二年に處すとの言渡を爲すへきことゝなる右にて差支なきや

答 御見込の通

三七、問 刑法施行法第三條第二項は數罪に付き各第一項の加減を爲したる上併合罪又は數罪俱發例に因りて撰出したる一罪に付比照を爲すべきや又は數罪中の最も重き一罪を撰出して然る後第一項の加減を爲して新舊法を比照すべきや

答 舊刑法に於ては刑法施行法第三條第一項の加減を爲したる後數罪俱發に關する規定を適

用し刑法に於ては同法第七十二條に依り加減したる後刑の對照を爲す

三八、問 刑法施行法第十三條は刑法施行後舊刑法を適用し罰金科料を言渡す際には新刑法第十八條第四項を準用すること能はず判決言渡後檢事の請求に因り留置處分の決定を爲すべきや

答 御見込の通

三九、問 刑法第二十二條に依り期間を定むるに月又は年を以てしたるときは曆に従ふことゝなりたるも舊法に依り月を以て言渡したる刑期の計算方に影響なきや

答 舊法に依り刑を言渡したるときは舊法に従

以其刑期を計算するものとす

四〇、問 累犯加重は懲役刑の執行を終り又は免除ありたる日より五年内に限るが故に犯罪人名簿中に執行終了又は執行免除の年月日を記入するの必要ありと認む適當の方法なきや

(刑法第五十六條參照)

答 貴見の通

監獄協會記事

四一、問 勞役場留置一日に相當する金額を算出する場合に於て錢厘毛を生じたるときは如何にすべきや(刑法第十八條六項)

答 勞役場留置の期間は日數を以て之を言渡し豫め留置一日に相當する金額に錢厘毛を生ずること無からしむるを要す若し錢厘毛の生ずる計算とならば厘毛は之を切捨つべし

四二、問 主刑罰金二十圓の内十圓五錢未納により輕禁錮十一日に換刑せられ勞役場留置執行中納入を申出たるときは一日分一圓として計算徴收すべきや將た平均數九十五錢四厘五毛の割合にて徴すべきや(刑法第十八條)

答 舊法に於ても輕禁錮一日に滿たざる金額は

判決に於て一圓未滿の端數を言渡たる場合の外之を納入せしむることを得ず然るに誤て之を納入し本問の如く輕禁錮十一日に換刑したるときは刑法施行法第十五條第二項に依り刑法第十八條第六項を準用し罰金の金額と留置日數との割合に従ふべきを以て一日分九十五錢四厘五毛の割合とす

○茶 話 會

本月十二日第二土曜日午後一時より茶話會を開きたるに折柄醫科大學講習會に入學中の監獄醫及内務省に開催中の感化救濟事業講習會に講習員として上京中の監獄教誨師教師出獄人保護事業關係者の出席多く互に久瀾を叙し舊情を温むる聊談笑話席場に滿ちたりしは會員の満足する所なり午後二時より豊野監獄事務官は改正の身分帳簿の記載及取扱例に就て一場の談話を爲し取扱者の爲めに注意する所あり雜録欄に記載せるもの即ち編者の筆記する所に係り次に豫て通知し置きたる牧野英一氏の刑事政策とも云ふべき講話あり其要領は犯罪者にして精神病者に非ずやの疑あるときは専門醫家をして鑑定せしむるは勿論精神喪失にあらざる所謂能力者として起訴すれば醫家は精神病と鑑定し其結果無罪となることあり然らば何故に精神病者の行爲は犯罪と見做さるるか、之を醫師に

質すも醫師は確固たる答を爲さず恰も犯罪と見做すや否やは醫家の任務にあらず醫家は精神病者なりや否やを鑑定するに止るか如き態度あり然りとせば刑法の心神喪失者の行爲は之を罰せずとの意味を解釋せざるべからず之を解釋するには現行刑法第二條の法律に正條なきものは何等の所爲と雖も之を罰せずとの規定この規定の新刑法になき理由を究むるの必要あり刑法學者に之を質すに其は贅文なり正條なき所爲を罰せざるは言を俟たずと説く一應理由あり且つ新刑法に之を削りたるは恐らく其理由に外ならざるべし然れども曷を知らん第二條の正條なき所爲は之を罰せずとの條文は佛國の憲法第八條に遠源したるものにて同法人權宣言第八條に法律に正條なきものは之を罰せずとの規定あり此に於て同憲法の制定せられたる時代に溯りて想像せざるべからず同憲法の制定せられたるは革命後の事にして其以前法律に正條なきも裁判官は自由の判斷を以て之を罰したりしなり故に之を取締る爲め即裁判官の專横を防ぐ爲めに此條文を設けたるなり從來日本に於ても其風習ありて

布告杯に爾有司ソレヲ旃メヨと云ふ文字の用ひらるゝは人民に公布するにあらずして有司に之を布告したる者と知らるゝなり官吏の服務規律なり故に官吏之に違反するも人民に對し責を負はず上の理由に基きて裁判官に對し被告人を保護したるなり裁判官は人民を苦むるものと觀て設けたるか如し然るに其結果なるか佛國にては犯罪者は非常に増加し社會の秩序を紊すこと少からざりし茲に監獄改良を叫ぶに至りたるなり而して前述の如く裁判官に對し被告人を保護すると云へば裁判官は國家に代りて法律を司るものなれば則ち國家に對し犯罪人を保護すると云ふ結論となりて其條理に適合せざるものと謂はざるべからず之を言を換へて國家に代りて人民を保護すと云へば首肯し得らるゝなりとて佛憲法と徳川百箇條を引例に時代の思想を説き來りて餘蘊なく最後に責任能力ある者には刑罰を科し責任能力なき者には他の方法を以てすへし責任能力なき者の行爲は犯罪たらざるにあらず犯罪たるは責任能力者と一なり成年者の行

監獄協會記事

爲も幼年者の行爲も犯罪たるに違ひなし之を改善する方法を異にするを要するを以て一は刑罰一は感化事業其他の方法に出づるを要するに責任能力と云ふは犯罪能力にあらずして刑罰能力なり刑罰を受くるに足る能力なり然るに厄介規定と見るべきは心神喪失者ならざる心神耗弱者に對する規定なり改正刑法には心神耗弱者は刑を軽減する規定あり軽減と云ふは全部刑を科せずと云ふにあらずして減すると云ふにあり若し前述の如く刑罰を受くる能力ある者には刑罰を以てし其能力なき者には他の方法を以てす即ち個人適應の方法を以てすとの論法を以てすれば此の規定は半分は監獄へ半分は病院と云ふ如き規定にて論理の一貫を欠ける厄介規定なり云々と縱横無盡に論議し了れり尙同氏は降壇後監獄實務家を相手に種々の質問に應じ又は刑事政策上に於ける意見を吐露しむる所なかりしは聽者の満足する所なりし終て散會したるは午後七時なり當日の來會者左の如し

- 求 曾松 加沼 定吉 竹内 勝三郎 赤羽 壽平治
 中谷 一夫 能仁 達朗 石山 憲重 松井 太作
 佐々木 琢磨 小山 海太郎 瀧口 義雄 三村 壽八郎

- 金松 三直 六川 長藏 崇島 真忠 瀧澤 圓次
 伊東 思恭 星野 政太郎 高橋 初太郎 久能 源之助
 金出 定信 藍原 鐵右衛門 長谷川 義英 山田 一威
 柳野 正照 山本 慧照 尾形 潤 荻田 長平
 長谷川 春三郎 大草 東三郎 淺田 明導 松宮 政賢
 西元 龍拳 山田 四茂作 小林 喜重 兒島 三郎
 中村 恬 長谷川 鏡太郎 雜賀 城吉 田村 慶次郎
 關半田 彦次郎 村松 淺四郎 相川 勝治 好地 由太郎
 編本 次郎三 渡部 國藏 松井 總吾 堀 小太郎
 藤井 藤藏 山本 景武 小島 橋之助 新井 甲斐太郎
 齋藤 富藏 大島 謙 矢木 修平 池田 猛吉
 三輪 榮太郎 鍵山 茂作 富井 隆信 十河 政之
 爲貴 七覺 田村 孝秀 石田 常男 中宮 健二郎
 寺永 法真 武田 仁恕 德江 鶴太郎 岩村 貞吉
 小笠原 長貞 清水 保三郎 海野 末吉 根本 陣平
 直井 郁太郎 片岡 清次郎 栗田 政太郎 永崎 倍禪
 須藤 元修 宮澤 常彌 桑原 義一 井關 房之助
 正木 みち 三村 春代 辻原 光治 堀尾 岩太郎
 松浦 金次郎 赤岡 重次 野溝 健太郎 益子 庄次
 片桐 格太郎 柳井 善行 青木 七太郎 金澤 公炳
 吉野 德松 香川 又二郎 永田 直之丞 有馬 四郎助
 森 元祐 畑 一岳 豊野 胤彦 藤澤 正啓

法令

●勅令第百九十二號 明治四十一年八月六日 刑法、刑法施行法及監獄法ハ之ヲ樞ニ施行ス

●司法省訓令第第二號 明治四十一年八月十四日 附則

●司法省訓令第第三號 明治四十一年八月二十一日 明治三十四年司法省訓令第十一號在監人員賞罰規程ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス

●司法省訓令第第四號 明治四十一年八月二十八日 明治三十五年十二月司法省訓令第四號中在監人員月表ヲ在監人員日表ニ改メ様式ヲ別紙ノ通改正ス

●司法省訓令第第三號 明治四十一年八月二十八日 明治三十八年六月司法省訓令第三號中監房配置表ノ内上欄表ノ様式別紙ノ通改正ス

●司法省訓令第第四號 明治四十一年八月二十八日 別紙ハ別ニ之ヲ頒ツ

身分帳簿様式別冊ノ通相定ム但別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ 名簿原簿ハ身分帳簿ヲ以テ代用スルコトヲ得ス 拘留囚名簿ハ三十日未滿ノ勞役場留置者ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス 囚人身分帳及ヒ書信簿ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢正ス

●司法省訓令第第五號 明治四十一年八月二十八日 共犯名簿接見簿及ヒ死亡帳簿様式別紙ノ通改正シ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但別紙ハ別ニ之ヲ頒ツ

●司法省令第二十五號 假出獄取締細則左ノ通相定ム 明治四十一年九月十日

司法大臣 內務大臣

假出獄取締細則

- 第一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ヲ管轄スル警察官署ノ監督ヲ受ケ
- 第二條 假出獄ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ監獄ハ住居ノ地ニ到着スヘキ日ヲ定メ之ヲ證票ニ記載ス可シ
- 假出獄ヲ許サレタル者ハ前項ニ依リ證票ニ記載セラレタル日ニ監督警察官署ニ出頭シ證票ニ認印ヲ受ケ可シ若シ旅行日數日ニ涉ルトキハ警察官署所在ノ地ニ宿泊シ其警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ケ可シ
- 第三條 假出獄ヲ許サレタル者天災、疾病其他ノ事故ニヨリ前條ノ規定ニ從フコト能ハサルトキ又ハ其處アルトキハ遲滞ナク其事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ケ可シ
- 前項ノ證明書ハ監督警察官署ニ提出シテ認印ヲ受ケ可シ

法令

●第四條 監獄ノ長證票ヲ交付シタルトキハ其旨ヲ假出獄ヲ許サレタル者ノ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察及ヒ監督警察官署ニ通報ス可シ

●第五條 假出獄ヲ許サレタル者三日以上十日未滿ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督警察官署ニ其事由、行先地及旅行日數ヲ届出可シ

●第六條 假出獄ヲ許サレタル者住居ヲ轉移シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及旅行日數ヲ記載シテ監督警察官署ノ許可ヲ請フ可シ

住居ノ轉移又ハ十日以上ノ旅行ヲ許可シタルトキハ監督警察官署ハ旅券ヲ交付ス可シ但監督警察官署ノ管轄區域内ニ住居ヲ轉移スル場合ハ此限ニ在ラス

●第七條 住居ノ轉移ヲ許可シタルトキハ監督警察官署ハ其旨ヲ第四條ノ檢察、監獄並ニ新ナル住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察及警察官署ニ通報ス可シ

●第八條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及旅行日數ヲ記載シテ監督警察官署及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ請フ可シ

●第九條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ノ旅行ヲ許可セラレタル

●第十條 假出獄ヲ許サレタル者ハ每月一回監督警察官署ニ出頭シテ前條ノ事項ニ付其結果ヲ申述ス可シ

- 第十一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ遲滞ナク監督警察官署ニ職業其他生計ニ關スル見込ヲ立テ之ヲ届出ツ可シ
- 第十二條 假出獄ヲ許サレタル者ハ毎月一回監督警察官署ニ出頭シテ前條ノ事項ニ付其結果ヲ申述ス可シ
- 第十三條 監督警察官署ハ假出獄ヲ許サレタル者ヲシテ正業ニ就キ善行ヲ保タシムル爲メ必要ナル訓示ヲ爲シ又ハ之カ爲メ必要ナル行爲ヲ命スルコトヲ得
- 第十四條 監督警察官署ハ六月毎ニ假出獄ヲ許サレタル者ノ行狀ノ良否、職業ノ種別及ヒ勉否、生活ノ狀況親族トノ關係其他ノ事項ニ付キ調査書ヲ作リ之ヲ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ
- 第十五條 假出獄ヲ許サレタル者ノ監督ハ證票ヲ交付シタル監獄

ノ長ノ意見ヲ職キ之ヲ託スルニ適當ナル親族、故舊、出獄人保
護事業ニ從事スル者、神官、僧侶、教師又ハ德望アル者ニ委任
スルコトヲ得

前項ニ依リ委任ヲ受ケタル者ハ毎月末日第十四條ニ掲ケタル事
項ヲ監督警察官署ニ通報ス可シ

第十六條 檢事及ヒ警察官署ハ假出獄ヲ許サレタル者刑法第二十
九條第一項ニ該ルコトヲ知りタルトキハ意見ヲ具シ司法大臣ニ
申報ス可シ

警察官署ノ爲ス申報ハ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ヲ
經由ス可シ

第十七條 司法大臣假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ假出獄ヲ許
サレタル者ノ所在ノ地若クハ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所又
ハ區裁判所ノ檢事又ハ其在監スル監獄ニ通報シテ其執行ヲ爲サ
シム

前項ノ場合ニ於テハ證票ヲ還納セシム可シ

第十八條 假出獄ヲ取消サレタル者在監者ニ非サルトキハ檢事ハ
刑事訴訟法第三百十九條第二項ニ依リ逮捕狀ヲ發ス可シ

第十九條 第十七條ノ執行ヲ爲シタル檢事又ハ監獄ハ其旨ヲ第四
條ノ檢事、監督警察官署及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可
シ

第二十條 假出獄ヲ許サレタル者死亡シタルトキハ監督警察官署
ハ之ヲ第四條ノ檢事及ヒ證票ヲ交付シタル監獄ニ通報ス可シ
前項ノ通報ヲ受ケタル監獄ハ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ
附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
司法省訓令第七號
假出獄及假出場ニ關スル取扱手續左ノ通相定ム
明治四十一年九月十八日
司 法 大 臣

假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續
第一條 假出獄ノ具申書ニハ假出獄ヲ許ス可キ者ノ住所、氏名
年齢、罪名、犯數、刑名、刑期、刑期ノ起算日、終了日、刑期三分
ノ一二相當スル日、假出獄ヲ許ス事由、出獄後ニ於ケル保護者
ノ住所、氏名、職業、生活ノ狀態、及ヒ保護者ト本人トノ關係
ヲ記載ス可シ

第二條 假出場ノ具申書ニハ假出場ヲ許ス可キ者ノ住所、氏名、
年齢、罪名、犯數、刑名、刑期、若クハ金額、刑期ノ起算及ヒ終了
日、假出場ヲ許ス事由ヲ記載ス可シ

第三條 監獄法施行規則第七十二條ニ依リ假出獄ノ具申書ニ
添付ス可キ行狀録ハ身分帳簿乙號行狀録最近一年六月分ノ寫ヲ
以テ之ニ充テ、身上調査書類ハ身上票及ヒ公務所其他ノ同答書
ニシテ特ニ參考ト爲ル可キモノノ寫ヲ以テ之ニ充ツ可シ

第四條 刑期三分ノ一ヲ算出スルニハ左ノ例ニ依リ曆ニ從ヒ計
算ス可シ

一 刑期三年以下ニシテ年ノミニ係ルトキハ年ヲ月ニ換算シテ
之ヲ三分シ其商ニ相當スル期間ヲ列期起算ヨリ計算ス

二 刑期三年以上ニシテ年ノミニ係ル場合ニ於テ其儘三分スル
コト能ハサルトキハ先ツ年ヲ三分シテ其商ヲ得年ノ端數ハ
之ヲ月ニ換算シテ之ヲ三分シ月ノ商ヲ得年ト月トノ商ニ相
當スル期間ヲ列期起算日ヨリ計算ス

三 刑期三年以下ニシテ年ト月トニ跨ルトキハ先ツ年ヲ月ニ換
算シ之ニ刑期ノ月ヲ加ヘテ其和ヲ三分シ因テ得タル商ニ相
當スル期間ヲ列期起算日ヨリ計算ス

四 刑期三年以上ニシテ年ト月トニ跨ル場合ニ於テ其儘三分ス
ルコト能ハサルトキハ先ツ年ヲ三分シテ年ノ商ヲ得年ノ端
數ハ月ニ換算シ之ニ刑期ノ月ヲ加ヘテ其和ヲ三分シテ月ノ商
ヲ得月ノ端數ハ次ノ方法ニ依リ計算ス

(イ) 先ツ列期起算日ヨリ年ト月トノ商ニ相當スル期間ヲ曆
ニ從ヒ計算シ其期間ノ最終日ヲ定ム

(ロ) 次ニ(イ)號ノ最終日ノ翌日ヲ起算點トシテ月ノ端數ヲ
曆ニ從ヒ計算シ其期間ニ相當スル日數ヲ算出ス

(ハ) (ロ)號ニ依リ算出シタル日數ヲ三分シテ日ノ商ヲ得、
更ニ(イ)號ノ最終日ノ翌日ヲ起算點トシテ日ノ商ニ相
當スル期間ヲ計算シ其最終日ヲ定ム但日ノ端數ヲ生ス
ルトキハ商ヲ一日繰上グルモノトス

五 年ト月ト日トニ跨リ其儘三分スルコト能ハサルトキハ四號
(イ)(ロ)ノ例ニ準シ日數ヲ算出シ其算出シタル日數ニ刑期
ノ日ヲ加ヘ之ヲ三分シテ日ノ商ヲ得、四號(ハ)ノ例ニ依リ
計算ス

六 月ト日トニ跨リ又ハ日ノミニ係ル場合ニ於テ其儘三分スル
コト能ハサルトキハ前號ノ例ニ準シ計算ス

給四級俸
安濃津監獄詰ナ命ス
福井監獄詰ナ命ス
膳所監獄詰ナ命ス
任看守長給九級俸
任看守長月俸給貳十貳圓
依願免本官

(福 井) 看守長 岡 辰造
(膳 所) 看守長 松本岩次郎
(岐 阜) 看守長 井上榮次
(宮 城) 看守 小長井喜太郎
(金 澤) 看守 北村喜一郎
(安濃津) 技手 淺生久次郎

叙任及辭令
署長 安濃津 技手 淺生久次郎

附則
本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十九年司法省訓令第一號假出獄證票ハ本令施行ノ日ヨリ之
ヲ廢止ス
(別記書式略)

法

令

- 任看守長給九級俸 (甲府) 看守佐藤貞文
- 給五級俸依願免本官 (堀川) 通譯宮本貞幹
- 任看守長月俸給十八圓 (神戶) 看守西原幸三
- 任看守長月俸給十八圓 (熊本) 看守藤本多三
- 任看守長月俸給十八圓 (熊本) 看守島山雲平
- 任看守長月俸給十八圓 (大分) 看守富山忠男
- 依願免本官 (大分) 看守南里市郎
- 任監獄技手給九給俸 神戶監獄技手命
- 長崎監獄片瀨分監詰ヲ命ス (嚴原) 看守石田久太郎
- 佐賀監獄詰ヲ命ス (長崎) 看守根谷種吉
- 長崎監獄嚴原分監長ヲ命ス (佐賀) 看守津村駒治
- 給五級俸依願免本官 (三池) 看守河原正喜
- 任監獄技手月俸給十三圓 (市谷) 看守大岡鐵太郎
- 任看守長月俸給十八圓 (市谷) 看守奧村輝
- 任監獄技手給九級俸 膳所監獄詰ヲ命ス 山口傳一
- 任看守長月俸給十八圓 (大分) 看守石井俊三郎
- 任看守長給九級俸 (山形) 看守清火貞之
- (鳥取) 看守田村東穗

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
 任監獄通譯月俸給二十三圓 戶田繁雄
 東京監獄八王子分監長ヲ命ス(東京) 看守山本千代楠
 東京監獄詰ヲ命ス (八王子) 看守篠田又吉

千輪性海君著
 世渡のしるべ

完

新刊美本 三百六十五頁
 實價金 十五十錢
 郵稅金 十五十錢

目次

諸論 ▲家庭 ○善惡の標準 ○人の性 ○遺囑 ○習慣 ○家庭の境域 ○家庭の仕度(一) ○金品の取扱 ○説書の仕方(一) ○自立労働の仕方
 ▲宗教 ○宗教の定義 ○宗教の目的 ○宗教の意義 ○宗教の權限 ○宗教の責任 ○宗教の進歩 ○宗教の退歩 ○宗教の消滅 ○宗教の興起
 ▲教育 ○教育の意義 ○教育の目的 ○教育の内容 ○教育の手段 ○教育の環境 ○教育の責任 ○教育の進歩 ○教育の退歩 ○教育の消滅 ○教育の興起
 ▲職業 ○職業の定義 ○職業の目的 ○職業の分類 ○職業の責任 ○職業の進歩 ○職業の退歩 ○職業の消滅 ○職業の興起
 ▲衛生 ○衛生の定義 ○衛生の目的 ○衛生の環境 ○衛生の責任 ○衛生の進歩 ○衛生の退歩 ○衛生の消滅 ○衛生の興起
 ▲社會 ○社會の定義 ○社會の目的 ○社會の環境 ○社會の責任 ○社會の進歩 ○社會の退歩 ○社會の消滅 ○社會の興起
 ▲政治 ○政治の定義 ○政治の目的 ○政治の環境 ○政治の責任 ○政治の進歩 ○政治の退歩 ○政治の消滅 ○政治の興起
 ▲經濟 ○經濟の定義 ○經濟の目的 ○經濟の環境 ○經濟の責任 ○經濟の進歩 ○經濟の退歩 ○經濟の消滅 ○經濟の興起
 ▲倫理 ○倫理の定義 ○倫理の目的 ○倫理の環境 ○倫理の責任 ○倫理の進歩 ○倫理の退歩 ○倫理の消滅 ○倫理の興起
 ▲法律 ○法律の定義 ○法律の目的 ○法律の環境 ○法律の責任 ○法律の進歩 ○法律の退歩 ○法律の消滅 ○法律の興起
 ▲科學 ○科學の定義 ○科學の目的 ○科學の環境 ○科學の責任 ○科學の進歩 ○科學の退歩 ○科學の消滅 ○科學の興起
 ▲藝術 ○藝術の定義 ○藝術の目的 ○藝術の環境 ○藝術の責任 ○藝術の進歩 ○藝術の退歩 ○藝術の消滅 ○藝術の興起
 ▲宗教 ○宗教の定義 ○宗教の目的 ○宗教の環境 ○宗教の責任 ○宗教の進歩 ○宗教の退歩 ○宗教の消滅 ○宗教の興起
 ▲政治 ○政治の定義 ○政治の目的 ○政治の環境 ○政治の責任 ○政治の進歩 ○政治の退歩 ○政治の消滅 ○政治の興起
 ▲經濟 ○經濟の定義 ○經濟の目的 ○經濟の環境 ○經濟の責任 ○經濟の進歩 ○經濟の退歩 ○經濟の消滅 ○經濟の興起
 ▲倫理 ○倫理の定義 ○倫理の目的 ○倫理の環境 ○倫理の責任 ○倫理の進歩 ○倫理の退歩 ○倫理の消滅 ○倫理の興起
 ▲法律 ○法律の定義 ○法律の目的 ○法律の環境 ○法律の責任 ○法律の進歩 ○法律の退歩 ○法律の消滅 ○法律の興起
 ▲科學 ○科學の定義 ○科學の目的 ○科學の環境 ○科學の責任 ○科學の進歩 ○科學の退歩 ○科學の消滅 ○科學の興起
 ▲藝術 ○藝術の定義 ○藝術の目的 ○藝術の環境 ○藝術の責任 ○藝術の進歩 ○藝術の退歩 ○藝術の消滅 ○藝術の興起

發行所

東京市四谷區愛宕二丁目二番地
 東京書院
 電話(長)番町二十一番

凡そ人の世に生れ名を竹帛に垂るゝもの其因る所他にあらず慎勵刻苦以て正道を踏むにあり然り而して其之を守り之を過たざるものは忍にあらざれば能はざるなり古語に曰く一忍以て百業を起すに至ると信なるかな本書は専ら我國古人の格言、文章、和歌、俳句等を引き、傍ら孔孟の諸説及歐米先哲の名言を採り荷も世渡のしるべとなるべきものは網羅して、或さや戦勝國の名譽を擔ひたる君曹の好師友たるべきの良書を得て、傍ら解釋的の假名を附し、爽快ならしむるものと雖も、讀むに難からず讀者に恰も暗夜の庭の珍寶として、缺り可からざる最も適切な良書にして、世渡りのしるべの名に乖かざるを信す、乞院が謙ならざるを知り賜はんことを

會費送附方

局振 名込	宛 名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正 啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治四十一年九月二十日發行

(定價壹圓貳錢)

發行所 監獄協會
 印刷所 東京市四谷區荒木町二十七番地
 發行人 磯村允貞
 發行人 磯村政富
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

(監獄協會雜誌第貳拾壹卷第九號) (明治四十一年九月二十日發行) (一月一回二十日發行)